

令和7年12月15日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(午前10時2分開会)

◎下村委員長 本日から委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、12月17日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りします。

日程については、日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、まず、委員席を決定したいと思っておりますが、委員長一任で御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認め、私のほうで決定することといたします。

それでは、樋口委員は左隣のほうに移動をお願いいたします。

これを委員席と決定いたします。

それでは、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《危機管理部》

◎下村委員長 最初に、危機管理部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎江渕危機管理部長 今回提出しております議案につきまして、概要を御説明します。まず、議案説明資料の2ページを御覧ください。

補正予算総括表の補正額の計の欄にありますとおり、総額で2,676万5,000円の増額補正をお願いしておりますが、これは全て人件費に係るものとなっております。

補正の主な理由としましては、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額並びに期末勤勉手当、通勤手当の改定を反映させて計上したもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員の改定分につきましても同様に計上しております。

続きまして、3ページを御覧ください。消防政策課から追加議案として、昨年12月及び

本年6月と同様に、LPガス料金の高騰対策として、LPガス料金高騰対策支援事業費補助金7億4,109万5,000円の増額補正を計上しております。

このほか、この資料にはありませんが、債務負担行為として、南海トラフ地震対策課から2件、消防政策から1件をお願いしております。このうち、南海トラフ地震対策課の1つ目は、起震車運転業務等委託料に係るもので、年度当初から、起震車の運行業務を切れ目なく行うための経費2か年分をお願いするものです。

2つ目は、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費交付金に係るもので、整備工事を本年度に前倒しするための経費をお願いするものです。

また、消防政策課の1件は、消防防災ヘリコプター運航等委託料をお願いするもので、現在の契約が令和8年3月末で終了することから、その後の業務を委託するための経費です。

このほか、繰越しとして消防学校の施設修繕工事請負費とLPガス料金高騰対策支援事業費補助金を計上しております。

いずれも詳細につきましては、この後、担当課長から説明します。

続きまして、4ページを御覧ください。審議会の経過を報告します。9月定例会以降の審議会としては、一番下の欄、メディカルコントロール専門委員会にて、12月2日に傷病者収容証についてと、心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコールについての2件を御審議いただいております。

最後に、報告事項につきましては、消防広域化の取組状況についての1件です。こちらでも詳細につきましては、この後、担当課長から説明します。

私からの説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎下村委員長 初めに、南海トラフ地震対策課を行います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 それでは、南海トラフ地震対策課の12月補正予算につきまして御説明します。南海トラフ地震対策課の資料の2ページをお願いいたします。

まず、債務負担行為の追加としまして、起震車運転業務等委託料を令和7年度から令和9年度までの3か年で4,213万9,000円を計上しております。具体的な内容につきましては次のページをお願いします。

まず、業務の目的としては、県が所有する2台の起震車を県内各地に巡回させることで、多くの県民の皆様には地震の揺れを体験していただき、自助や共助の取組を進め、地域の防災力の向上を図ることを目的としています。

起震車の運行開始は平成8年度からで、運行業務の委託開始は平成25年度から、その委託を複数年の債務負担として開始したのは、平成28年12月からとなっております。

業務の内容は、1 受付業務と 2 運行業務の 2 つになります。まず、受付業務につきましては、市町村からの申込みと一般利用者からの申込みの 2 つがあります。受託者は、これらの申込みを反映した個別の巡回計画を作成し、県に提出します。次に、運行業務につきましては、週別の巡回計画に基づいて、起震車の運行を行います。出発前の運行前点検に始まり、体験の実施として、揺れ体験の準備や、揺れ発生時にとるべき行動などのアナウンス、車内の消毒、住宅の耐震化や家具の固定の啓発などを行います。また、終了後には、運行後点検や車内の清掃、業務報告などを行います。

左下の実績につきましては、令和 2 年度と 3 年度はコロナ禍の影響により体験者数は落ち込んでいましたが、昨年度は約 4.2 万人の方に体験をしていただいております。

右側の今後のスケジュールにつきましては、起震車を令和 8 年 4 月 1 日から切れ目なく運行するために、1 月に業務を委託するための入札を行い、2 月に契約、3 月に起震車の運行に向けた事前研修を実施し、4 月からの運行開始を予定しております。

続きまして、4 ページをお願いします。次に、債務負担行為の変更としまして、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費交付金を増額するものです。こちらにつきましては、佐川町が本年度に前倒しで工事への着手を希望していることから、交付金を増額するものです。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎横山委員 緊急用ヘリコプター離着陸場の件で、佐川町とおっしゃってましたけど、ほかの市町村からも要望があるんですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 第 6 期南海トラフ地震対策行動計画に着手する前に聞き取りをしたところ、室戸市、南国市、四万十市、佐川町、津野町、四万十町の 6 市町から要望がありました。

◎横山委員 中山間での事前復興計画も進めるということなんで、ぜひ、このことも併せて、しっかり支援をよろしくをお願いします。

◎はた委員 起震車について、平成 8 年からの運行で、だいぶ時間も経過していますが、体験をするに当たって十分な機能のある起震車になっているのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現在、起震車は 2 台あります。1 号車につきましては令和 3 年に更新をしております。2 号車が平成 26 年から運用しております、11 年経過している状況ですが、大きな補修には至っておらず、今のところ、運行に支障はない状況です。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

〈消防政策課〉

◎下村委員長 次に、消防政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼消防政策課長 令和7年12月補正予算案について御説明いたします。消防政策課の資料3ページを御覧ください。繰越明許費明細書になります。

消防学校運営費ですが、これは今年度実施をすることとしておりました消防学校にある訓練棟の外壁塗装工事及び煙道屋根修繕工事につきまして、修繕箇所の腐食具合が想定よりも進んでおり、工法の選定に時間を要したため、年度内の完成が見込めなくなりました。このため、繰越しをお願いするものです。

次に4ページを御覧ください。債務負担行為の補正予算に関する調書となります。消防防災ヘリコプター運航等委託料は、消防防災ヘリコプターの運航及び整備に係る業務を民間の航空会社に委託しようとするものです。

次のページをお願いいたします。1 これまでの運航委託契約の状況の(1)経緯等ですが、航空隊発足当時は、県で自主運航を行っておりましたが、操縦士の退職等により安定的な運航に支障を来す状態となっておりました。このため、令和3年から民間の航空会社に運航業務を委託し、安定的な運航を確保しているところです。この契約の期間が今年度末で終了することから、新たに契約を行おうとするものです。

その下の2今後の運航等委託契約の概要(案)を御覧ください。

(1) 契約期間ですが、現行と同様に5年間を考えております。これは航空消防防災活動は、航空隊員と操縦士の連携が不可欠であり、連携体制と信頼関係を構築するには相当の時間を要することから5年間とするものです。

(2) 債務負担額は32億5,000万円余りと、現行契約よりも増額となっております。この要因といたしましては、前回契約時にはヘリコプターの機体を更新したばかりで、2年間の保証期間があったことや、当初は部品や資機材の交換などに係る経費を別契約としておりましたが、令和5年度から本契約に含めることとしたこと。さらに、昨今の物価高騰の影響などが増額の要因として挙げられます。また、業者の選定につきましては一般競争入札により行うこととしております。

続きまして、右側の(3)契約に係るスケジュールを御覧ください。令和8年度当初から、円滑に運航業務を委託するため、準備や訓練にかかる期間を確保する必要があることから、本議会で債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、資料の6ページをお願いします。歳入となります。2目危機管理費補助金の(2)消防政策費補助金は、後ほど説明をいたしますLPガス料金高騰対策支援事業費補助金に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

資料の7ページをお願いします。歳出となります。3目消防政策費の右側の説明欄にあります、1 LPガス料金高騰対策支援事業費について説明いたします。資料8ページをお願いします。

1 目的にありますとおり、この事業は国の重点支援地方交付金を活用し、LPガス料金

の高騰の影響を受けている生活者に対して支援を行うものです。

2 高知県のLPガス料金の動向等についてを御覧ください。本県では、LPガスを利用する世帯が、県内の約7割程度と多く、また、LPガス料金は、令和2年から1,000円以上値上がりし、依然として高止まりの状態が続いております。LPガス料金の支援につきましては、これまで4回の補正予算に続きまして、今回で5回目となります。

次に、左下の3生活者支援の概要を御覧ください。まず支援の対象として、県内でLPガスの供給を受ける一般消費者等、約21.2万世帯を予定しております。対象期間は令和8年2月と3月の2か月で、支援内容としましては、1世帯につき1か月1,700円、合計すると3,400円を各世帯のLPガス料金から減額、値引きをする形で実施いたします。

右下4補助金の概要を御覧ください。この支援の枠組みは、一般消費者等のLPガス料金を値引きをするLPガス販売店に対し、一般社団法人高知県LPガス協会を通じて、その値引き分を助成するものです。県は、この販売店への助成を実施をする協会に対し、必要となる費用の全額を補助いたします。

資料の9ページをお願いします。繰越明許費明細書になります。今回のLPガス料金高騰対策支援事業は、令和8年2月、3月分を対象としており、一部の経費の執行が翌年度にまたがることから、繰越しの議決をお願いするものです。

以上で、消防政策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 防災ヘリコプターについてなんですけれども、本来は、自主運航することが、現場の連携業務にとって望ましい形ではないかなと思うんですが、自主運航できない理由が、これから先も解消されないのでしょうか。操縦士の確保について、この間、どういふ努力をされてきたのかも含めて教えていただきたいです。

◎鈴木参事兼消防政策課長 ヘリの自主運航についてですが、今、契約をしております運航委託の前までは自主運航を行っておりました。その間、資料5ページの右上の運航実績にもありますが、操縦士の退職が相次ぎまして、運航ができない状態が続いておりました。このため、ヘリを整備しているにもかかわらず、運航ができない非常に厳しい状況でした。

こうしたことから、今回、民間委託をして5年間経過しておりますが、その間、運休する日数もほぼなく、非常に安定的な消防防災活動ができていると考えております。また、今後、自主運航をすることがあるかについては、現時点では、民間の委託が非常に安定していますので、この形で継続していきたいと考えております。

◎はた委員 民間の操縦士の方に訓練に参加していただく形になるんだと思いますけれども。防災活動はいつどんな状況で出動しなければならないか分からない、消防特有の不安定で厳しい出動が必要になるかと思うんですけれども。そういった日常の訓練を民間の操縦士の方とも常にしないといけないけれども、そういう委託のリスクに対する対策は、と

られているのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 委託契約につきましては、常時運航体制を確保するために、契約上操縦士2名、整備士2名、運航管理担当者1名を消防防災航空センターに必ず常駐させることとしておりますので、何かあればすぐに駆けつける体制は必ず取れる契約をしております。

◎樋口委員 他県では民間運航でいろいろつまずいてますよね。多分、県民が関心あるのは高知県は大丈夫かということだと思うんですが。

◎鈴木参事兼消防政策課長 ヘリの運航に関して民間委託の中で、今、報道等で一部出ておりますのが整備士の不足で、ドクターヘリの世界でそういったことが言われております。ドクターヘリを運航している特定の企業、民間航空会社で、そういった状況が生じているところがあります。今回の契約に際して、そういったことがないように十分注意する必要があります。さらに言いますと、ドクターヘリの運航をしている機体につきましては、BKという少し小さい機体となります。本県が保有しているAW139という大きな機体につきましては、現時点、全国的に整備士が不足している状態は、お聞きしていません。

◎樋口委員 ということは、しばらくは大丈夫という表現でいいですね。

◎鈴木参事兼消防政策課長 今回の契約に関して、その点しっかり確認をして、契約を結んでいきたいと考えております。

◎はた委員 南海トラフ地震を前に、できるだけ自主運航ができる体制をつくっていくことに、高知県としては最大に力を尽くすべきで、仕方なく民間への委託になってきたことは分かるんですけども。これから努力して目指す方向としては、やっぱり自主運航できる体制、人員確保をしていくことを責任を持ってやってほしいと思うんですけど、その点はどうお考えでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 自主運航と民間委託をする際のリスクの比較で申し上げますと、これまで、本県では自主運航してきた中で、操縦士の育成に多額の費用をかけて育成をしたにもかかわらず、退職をしてしまうリスクが非常にありました。前回、自主運航から民間委託に切り替える際に、そういったところを踏まえて民間委託とした経緯があります。

そういったところがありますので、今後、自主運航に直ちに切り替えるかは、慎重にリスクも考慮しながら、いろいろ検討をする必要があると考えています。現時点では、民間への委託が非常に有効で、安定的な運航ができると考えております。

◎岡田（芳）委員 5ページの令和6年の出動件数に、情報収集等で3件とありますけれども、具体的にはどんなことですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 情報収集にも様々な活動があろうかと思えます。中には、上空からの搜索活動であったり、火災の延焼状況を上空から確認してほしいといったことも

あろうかと思えます。今、この3件がどういふところかは持ち合わせておりませんが、そういった活動であったかと考えております。

◎樋口委員 はた委員の言うこともそのとおりに思うんですが、僕は昔、体験してるからね。せつかく県費を6,000万円も使って免許を取らせたら、即辞めたと。そういう意味で考えたら、確かに自主運航が一番理想だけど、現実問題としたら、今のじゃないとなかなか難しいんじゃないかと。辞めるのは勝手なのが問題でしてね。今、ヘリコプターの操縦士は引く手あまたでしょう。それから、自衛隊から来る人も少ない中で、ドクターヘリにしてもそうだけど、県外に委託している業者がいつまでもつかを心配してるんですね。けど、先ほどしばらく大丈夫と言うたから、信じますけど。自主運航の厳しさは、以前、議員しよったときに見てますので、今の県のやり方で仕方ないんじゃないかなと思ってます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、危機管理部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈消防政策課〉

◎下村委員長 消防広域化の取組状況について、消防政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼消防政策課長 消防広域化の取組状況について報告いたします。

9月議会で御報告をした以降に開催した、先月、第2回基本計画あり方検討会の資料から、主立った新たな内容を抜粋して御報告いたします。3ページをお願いします。

第2回検討会までの検討状況についてです。左側、検討経過のとおり、4月の第1回検討会の後、4つの専門部会を計12回、さらにワーキンググループを4回開催し、加えて全消防本部が集まったの協議や、各消防本部へ個別に訪問してのヒアリング、職員関係団体のヒアリングなど、現場の声を丁寧にお聞きしながら議論を進めてまいりました。

右側には、各部会で検討協議をした主な項目を記載しております。基本計画で議論すべき項目に加えまして、第1回検討会で各委員から意見をいただきました分賦金シミュレーションの提示、職員の処遇、広域異動、地域枠の検討など、本来であれば法令上は次年度の実施計画で検討する内容につきましても、先行して、一歩踏み込んで各部会で詳細かつ丁寧に検討してまいりました。こうした内容を、後ほど説明する基本計画の骨格案としてまとめております。

前回9月の委員会報告で御報告した内容と重複する部分を除き、赤字下線でお示ししております内容を説明します。

次のページをお願いします。こちらは、総務部会で提示をした消防職員の採用等の状況に

ついてです。消防職員の数は、人口減少下でも少しずつ増加しておりますが、一方で右側②のグラフのとおり、応募者数につきましては年々減少傾向であり、直近10年で約3割減少しております。特に中山間地域の小規模消防本部では採用確保が厳しくなっている状況です。また、右下④のグラフのとおり、消防職員の退職者数は、毎年20～30名程度で推移しておりますが、そのうち、自己都合による退職者数は増加傾向となっております。

次のページをお願いします。こちらのページは消防業務部会で提示した住民サービスの向上（消防力の運用効果）です。左上の図を御覧ください。広域化後は管轄の壁を越えて、複数の署所から出動が可能となり、最寄りの消防署から迅速な出動や初動対応車両の増加も期待ができます。また、県一での消防指令センターを共同整備することで、一元的な災害情報の把握や出動指令などが可能となります。

続いて、右側の図を御覧ください。広域化により、救急車の現場到着時間がどのくらい短くなるかをシミュレーションしたものです。例示で拡大をしている箇所を御覧いただきますと、高知市に近接をする市町との境界線付近で色がついている箇所ですが、短縮効果が期待されることが分かります。さらに、県内で救急車の現場到着時間が最大31.3分の短縮が期待される箇所があるほか、県内20市町村で、1分以上の短縮が期待される地域があることがシミュレーションの結果分かりました。

次のページをお願いします。6ページは、通信・システム部会で計上したデジタル無線と指令システムの共同整備による節減効果の暫定的試算です。右下の赤枠を御覧ください。イニシャルコストと10年間のランニングコストを合計し、さらに、国の財政措置を活用した後の実質負担額を比較したものです。各消防本部が個別に整備をした場合に比べて、県一で共同整備した場合の節減効果は、デジタル無線で34.3億円、指令システムで12.1億円、合計で46.4億円の節減効果を暫定的に試算しております。

次のページをお願いします。7ページは、財務部会で提示をした分賦金の暫定的資産シミュレーションを各市町村別にまとめたものです。文字が小さくて大変恐縮ですが、一部を拡大して説明いたします。左側の薄い、黄色の（ア）は、毎年度消防に係る経費、その右側のピンク色の（イ）は、広域化に伴い追加的・臨時的に必要な経費、そして、その右側の水色がそれぞれを足し合わせたもので、当面の分賦金をお示ししております。負担額の欄が各市町村が負担をする額、さらにその真ん中の白抜きになっている部分が、令和5年度から6年度の平均歳出額との比較となっております。表中の文字が赤字になっているところがマイナス、黒字がプラスとなっております。

例えば、水色の欄で一番上が高知市になりますが、現在の歳出額に比べて、広域化後は単年度当たり約9,600万円の財政負担が減る試算となっております。なお、現在、指令システムのない嶺北や幡多西部の構成団体の市町村については、節減効果が発揮されませんので、財政負担が増える試算となっております。そのほか、負担が増える団体につきまして

は、ほかに比べて職員数が多い関係で処遇統一に係る経費が、システム整備の節減効果を上回ってしまう結果となってしまうことによるものです。

右側の表は、必要最小限の職員処遇に加えて、将来的に3交代制を採用した場合など、残る処遇の統一に係る財政負担を加えた試算結果となっております。御覧いただいているとおり、多くの市町村の単年度支出がかなりの増額となりますので、こうした財政支出の共用なども要素として含めながら、今後、3交代制勤務の全県導入などの時期につきましては、議論が必要になるものと考えております。

なお、これら暫定的資産の案分に用いる指標や割合につきましては、次年度の協議会においてさらなる議論が必要であると考えております。

次のページをお願いします。8ページは、高知県消防広域化基本計画（案）の概要となります。重要なポイントを赤字にしております。まずⅠ基本計画の位置づけとして、平成20年に策定した「高知県消防広域化推進計画」を全部改定するものです。そして、消防広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示したものの、県全域で常備消防組織の一元化を目指すこととしております。

続いてⅡ構成と主なポイントを御覧ください。

第1章は、消防広域化の必要性として、「スマート・シュリンク」の考え方にに基づき、消防署所の統廃合でなく、管理機能の統合により生まれた余力を現場の消防力に再配分することを記載しております。

第2章は、本県における消防の現状として高齢化に伴う救急出動や南海トラフ地震への対応といった消防需要は増加をしていること。また小規模消防本部が多く、指令システムの共同整備等で全県的な体制強化が必要であること。中山間地域の小規模消防本部では、既に人材確保に困難を来していることなどを記載しております。

第3章、広域化対象市町村の組合せといたしまして、県一での広域化が統合メリットが最も大きく、人口減少に打ち勝っていくためには不可欠であること。広域化重点地域につきましては全市町村が対象にすることとし、広域化の方式は、全市町村及び県で構成する「広域連合」とし、移行スケジュールにつきましては、令和10年度に広域連合を設置、令和16年度には、指令業務の共同化の開始などを記載しております。

第4章は、県の役割として、今後の実施計画の策定に向け、市町村や消防本部等との協議に積極的に関与すること。また、広域連合の構成員となり、職員を派遣して運営に主体的に関与することを記載しております。

第5章、広域化後の円滑な運営。こちらは、今後策定をすることとなります実施計画の骨格となる重要な章となるため、他の章に先行して、先ほど冒頭で説明した内容を県と市町村との協議を重ね、取りまとめたものとなります。

第6章は、消防団や市町村との連携。

第7章は、広域連合と市町村長及び市町村議会の関係を記載しております。

次のページをお願いします。こちらは、現状の課題と広域化によるメリットをまとめたもので、3つあります。

まず、1 住民サービスの向上です。課題として、直近10年で救急件数が20%以上増加し、現場到着時間が延伸していることです。これに対して、広域化によって初動対応車両の充実や救急車などの現場到着時間の短縮が期待され、デジタル化による業務効率化と住民の利便性向上も図れます。

そして2 消防力の強化です。課題として、県内の消防本部は数が多く小規模であり、管理部門に多くの職員が従事していることです。これに対して、広域化によって指令センターの共同運用や現場への約50人役の再配置、46億円の節減効果が期待されます。また、高度な部隊の創設や救急隊の増強、南海トラフ地震時の統一指揮体制、装備、車両の整備が可能となります。

3 人材の確保です。課題としては、直近10年で応募者が約3割減少し、特に中山間地域では人材確保が困難になっている状況に対して、広域化によって一括採用と地域枠の設定で計画的な職員配置と地域に根差した人材確保が進められます。また、安心して働けるように、コンプライアンス推進室を設置し、魅力ある職場づくりに取り組みます。

次のページをお願いします。こちらは、「基本計画」と「実施計画」の策定主体等についてです。消防の広域化は消防組織法に基づきまして、一番上に記載しております国は「基本指針」を、左側の県は「推進計画」本県では基本計画と呼んでおります。右側、市町村は「運営計画」本県では実施計画と呼んでいます。これらをそれぞれで策定することとされております。

その上で左側を御覧いただきますと、県が定める「推進計画」では、中段の黄色マーカーの部分に記載のとおり、基本指針上①から⑦のような詳細な内容、例えば、①の負担金の額や負担割合などの基本的なルールについては、規約や規程で定めることが有効とされております。つまり、基本計画ではそこまでの議論が求められていないということです。

一方で、右側を御覧いただきますと、市町村が定める「運営計画」では、点線四角囲みのとおり、①から⑦の事項について、十分協議の上、可能な限り運営計画において定めることとされております。

こうしたことから、県としては、今年度策定する「基本計画」については、既にお示ししている「基本計画の骨格(素案)」の内容をベースとし、より詳細な内容につきましては、来年度以降策定を予定しております「実施計画」等で詳細に内容を詰めていきたいと考えております。

次のページをお願いします。こちらのページは消防広域化の進め方(見直し案)についてです。これまで検討会や専門部会等でスケジュールがタイト過ぎるといった御意見や、

来年度の法定協議会に向けた議会の議決を考えると、時間が足りないといった御意見をいただいております。一方で、将来的には県一の消防広域化が必要といった御意見や、指令システムの共同整備を進めるべきだといった御意見もいただいております、こうした御意見を踏まえて、スケジュール案の見直しを提案するものです。資料の上半分がスケジュールの見直し案で、さらにその上段が消防本部の統合、下段が先行共同事業・指令システムの共同整備の欄となっております。

まず、上段の消防本部の統合ですが、令和7年度は県において基本計画を策定した後、令和8年度は、法定協議会でなく、議会の議決を要しない任意協議会を設置し、実施計画案の議論を開始します。そして、令和9年度前半には法定協議会設置に向けた議会の議決を得て、法定協議会を設置し、12月には実施計画の策定と進めていきたいと考えております。さらに、令和11年度には消防本部の一次統合を行い、令和15年度末には指令システムを全県共同整備をし、令和16年度には消防本部の二次統合を行い、共同整備した指令システムの運用を開始することを考えております。なお、消防本部の一次統合につきましては、令和11年度の右横に四角囲みで記載をしておりますが、令和11年度に全県で一斉統合するパターン、または、方面消防本部単位で、例えば、令和10年度、13年度、16年度で段階的に統合するパターンなどを検討し、市町村ごとの参加時期を実施計画に明記してはどうかと考えております。

見直し案の下半分の先行共同事業などの欄ですが、令和9年度前半は、法定協議会設置の議決と併せて広域連合の設立についても議決を得ることとし、令和10年度4月には広域連合を設立することを目指して進めていきたいと考えております。この広域連合では、先行共同事業として急務となっております人材確保の共同化やその他の共同事業に加え、指令システムやデジタル無線の共同整備事業といった2つの事業を進めていくことを考えております。

次のページをお願いします。12ページは、令和8年度以降の取組方針及び目標年次について（案）です。こちらは11月14日の検討会当日、知事が冒頭挨拶の際、併せて説明をされたものとなります。先ほども説明しましたが、令和8年度には任意協議会を設置をし、実施計画案を取りまとめを行います。その際に、おおむね次の事項を前提条件として検討を開始することとします。下線部を御覧ください。

①令和15年度末までに防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。

②それまでの間に県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月をめどに「高知県消防広域

連合（仮称）」を設置することとしております。

次ページ以降は基本計画案の本文となりますが、主立った内容につきましては、これまでに概要のスライドで説明しましたので、省略させていただきます。なお、この本文につきましては、検討会後に各市町村及び消防本部に意見照会を行い、現在修正作業を行っているところです。年明けに改めて市町村にお示しをする予定です。

報告事項は、以上で終了となります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 10ページの「基本計画」と「実施計画」の主体の問題のところ、県の役割に、推進計画の策定または変更の場合、関係市町村の意見を聞かなければならないと赤字で書かれているんですけども、それに沿って聞きたいと思うんですが。この間のいろんな検討会を通じて、各市町村からの現状と方向性に対する意見が県に出されたと思うんです。説明でもありましたけど、全体的に、急ぎ過ぎだという御意見があったとの報告ですが、そういう発言が生まれる背景には、やっぱり県が県一にこだわっている姿勢があることと併せて、期日は先延ばしになったけれども、期日を決めていることから、現場の声を十分に聞く時間がないという意見だったかと思うんです。今回、11ページでスケジュール案が出されてるわけなんですけれども、第1段階、第2段階と統合の枠組みを分けて、最終的には一元化にこだわっているわけなんですけれども。このスケジュールに対して、市町村の新しい意見は、出ているかをお聞きをしたいです。県一にこだわっていることが、市町村の反発の大きな原因だと思うので、その姿勢を変えずに、第1段階、第2段階と分けたからいいんじゃないかという進め方に見えるんですけども、そういうことに対する市町村の意見は上がっているのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 今回、11月の第2回のあり方検討会で見直し案を提案しまして、この方向で進めていくことについては、おおむね御理解をいただいたかなと思っております。詳細については、専門部会、そして、年明けには第3回の検討会もありますので、そこでも意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

◎はた委員 もう一点、スケジュールの問題と、やっぱり反発の声がある理由としては、負担が増える市町村が多数だと。ここに対しての県の手だては明確にない状況ですが、その点についても、今後、県として手を打たないことはもう決まってるのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 市町村の財政負担に対する県としての支援ですが、こちらについては、まず、今、暫定的な試算の形でお示しさせていただいております。詳細な負担金、分賦金の割り方のルールであったり、案分等については、来年度の任意協議会で議論を深めてまいりたいと考えております。

その上で、負担に対して、県としてどういった支援ができるのかを考えていきたいと考えておりますし、まずその前に、この市町村消防の原則の中で、国から普通交付税として、

消防費として十分支援がされているところもありますので、国に対してもしっかりと要望して、その上で、県としての支援も考えていきたいと考えております。

◎はた委員 いろいろ議事録だとか、現場のお声を聞いて、市町村の納得感が十分得られていないと思うんですけども。危機管理部として、この問題について、納得が得られている認識なのかどうか。今の市町村の意見に対する部としての認識をお聞かせいただきたいです。

◎江渚危機管理部長 市町村とは、これまで4月に、全市町村と消防長全員が参加するあり方検討会を開催し、その下には、4つの専門部会を開催して議論を重ねました。さらには、その下に実務者で構成するワーキンググループも開催して、消防の職員の皆様からの声も含め、丁寧に議論しながら取り組んできたところです。あり方検討会については2回、4つの専門部会については、それぞれ3回、ワーキンググループについては、直近を入れると5回開催して、丁寧に議論を進めているところです。

そうした過程の中で、最初は様々な議論、意見がありましたが、先般の11月、知事も出席し、全ての市町村、消防長ら代理出席も含めて欠席なく検討会が開催された中で、このスケジュールの見直しですとか、県一で消防を進めることに関して、まだまだ詳細の部分で理解、議論を深めなければいけない部分はありますが、総論としては、おおむね皆さんの御了解、御理解をいただいていると考えております。

◎はた委員 総論に対する理解と、この進め方、あり方、将来の形に対する納得は違うと思うんです。県の説明に対して、県がこうしたいと言うことに対しての説明への理解と、目指す形、やり方、スケジュール感、中身、そういうものの納得とは違うと思うんですが、そういう意味で、納得感があるのかどうか。おおむねという言葉もありましたが、納得できてない市町村もあるのではないかなと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

◎江渚危機管理部長 先ほど、申し上げましたように総論として、おおむねの御理解をいただいたと考えております。また、一方で細々、詳細な部分でまだ、委員おっしゃった納得感を得てない部分もありますので、来年度の任意協議会の場でも引き続き議論し、来年度の任意協議会の下には、それぞれ専門部会ですとか、地域別の組織も新たにつくりまして、また、これまで同様、ワーキンググループ的な実務者との協議も繰り返し行いながら、それぞれの項目の納得感を高めていきたいと考えております。

◎樋口委員 一本化は賛成です。賛成である限り反対したくないけど、おおむねというところが、実は物すごいその先に、谷間がありまして。言ってみれば、土地の売買みたいなもので、買いましょう言うて、その後いろんな問題があるような状況ですが、何とかそこら辺りを、知事もやりたいと言ってるし、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 市町村の納得感と、はた委員からもありましたけれども。私も現場の皆さんの声も聞いたりもしますが、やっぱり職員の皆さんの思いが、本当に議論の中に反

映されているのかなという点では、議論そのものがまだまだ不十分だと思ってるんです。集まってくる検討会の皆さんは、それぞれの立場で発言されると思うんですけども、やっぱりもう一度、実際に仕事をされてる職員の皆さんの声もしっかり聞いて、進めていただきたいと思いますし、そういうことも必要だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいということ。

それから、やはり、最初からもうゴールが決まってるじゃないですか。そうした中で議論をしていこうということで、最初から枠がはまってるんで、知事の思いも分かるんですけども、現場には現場でこれまで仕事をしてきた経験もありますし、築き上げてきたものがあるわけですよ。その仕組みが大きく変わろうとしているわけで、いろんな疑問や戸惑いもあると思うし、課題意識も持ってると思います。そうしたものをしっかり議論しないと現場が混乱をする。ひいては県民の安全安心に関わってくることにもなりますので、そこはやっぱりきめ細かに思いをくみ上げて、そして議論をしていく姿勢が大事だと思うんですけども。現場の皆さんからもいろいろ、そういうことも聞こえてきますもんで、その辺は、危機管理部としてどう受け止められているんですか。

◎江淵危機管理部長 現場の皆さんの声は、これまでも、今年の特設部会でも、代表者の皆様から直接お話を聞くなどしております。また、先ほど申し上げましたように、ワーキンググループなどの実務者の会では、現場で取り組んでおられる方々の実情もお聞きしながら、県一消防にするには、いかにしてすべきかの議論も行っているところです。今後、現場の職員の皆様の声も丁寧に聞きながら、きめ細やかに議論を進めてまいりたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 大体こういう統合は、結論ありきで議論が組み立てられていく傾向がありますので、そこはより柔軟な対応が必要だと思います。それで、長期的に取り組まなければならないこうした課題と、やはり現場現場で今、直面してる課題がありますよね。指令の問題、デジタル化の問題、職員の待遇の問題等々、いろいろありますけれども、やっぱり直面する問題にはしっかりと応えていきながら、先を見通した議論が必要だと思いますので、そこはしっかり課題解決に向かってやっていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

◎下村委員長 それでは私のほうから、この件につきまして、いろいろ今まで議論になってきたことを踏まえて、1年間、任意の協議会もつくって、さらに細かく調整して、いろんな意見を聞きながらやっていく県の方針も、ある一定、延ばしながらやっていく方針を出しましたし、それからゴールを決めるのはいかなものかという話もありましたけど、やはり南海トラフが迫ってくる中では、ある一定、この辺りで何とかしなければという部分もあろうと、私はそのように理解をしております。

どちらにしても、この件については、住民の意見をしっかりと聞きながら、皆さんができ

るだけ納得できる方向で努力していただけるよう、お願いをしておきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎**下村委員長** 次に、健康政策部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**中嶋健康政策部長** 総括の御説明をします。健康政策部からは補正予算議案3件と、条例議案1件を提出しております。資料の2ページ、3ページは一般会計補正予算の総括表です。

まず、2ページは開会時の提出議案でして、金額は2億9,747万7,000円の増額。

そして、次の3ページは、経済対策分としての追加提出議案でして、4億1,704万4,000円をそれぞれ増額をお願いするものです。

4ページは、国民健康保険事業特別会計補正予算の総括表で16万円の増額をお願いするものです。

今回の補正予算のうち医療政策課、健康対策課以外の課につきましては、人件費補正のみですので、一括して私から説明し、各課長からの説明を割愛させていただきます。

人件費補正の内容は、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に提出しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係ります給料月額及び期末手当等の改定のほか、人員の増減、職員の新陳代謝などを反映させたものです。合わせまして、会計年度任用職員の改定分も同様に計上しております。

次に、人件費以外の補正予算の概要について御説明いたします。

2ページの健康対策課では、難病の認定患者に対する医療費の公費負担が、新規申請者の増加などによりまして、当初見込みを上回るため増額しようとするものです。

3ページの医療政策課では、国の経済対策を活用して、診療所、保険薬局、訪問看護ステーションを対象に、賃上げ、物価高騰に対する財政支援を行おうとするものです。

5ページをお願いします。条例議案について御説明いたします。

当部からは、第18号議案の高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を提出しております。これら人件費補正以外の議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

続きまして、6ページをお願いします。令和7年度各種審議会における審議経過等一覧表です。令和7年9月定例会の開催以降、昨日までに開催しました当部所管の審議会は、

右端の欄に令和7年12月と記載しております高知県周産期医療協議会など2件でして、主な審議項目、決定事項などは記載のとおりです。また、各審議会の委員名簿を12ページ以降にまとめておりますので御確認いただければと思います。

以上で、総括の説明を終わります。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈医療政策課〉

◎下村委員長 初めに、医療政策課の説明を求めます。

◎高橋医療政策課長 当課追加分の補正予算について御説明いたします。資料の2ページをお願いします。

国の経済対策であります令和7年度補正予算を活用しまして、総額で4億1,704万4,000円の増額をお願いするものです。

詳細について、3ページで説明します。今事業の目的としましては、医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保しようとするものです。

資料中ほどに、対象施設及び給付額を記載しております。施設の給付額につきましては、賃金と物価それぞれ金額がありますけれども、その合計額で一番左端の有床診療所につきましては、1床当たり8万5,000円。その横の無床及び歯科診療所については、1施設当たり32万円。保険薬局については、1法人当たりの薬局数に応じた傾斜配分となっておりますが、1施設当たり23万円から12万円。訪問看護ステーションが1施設当たり22万8,000円と、それぞれなっております。施設数としては、合わせて予算上は1,262か所への支援を計上しております。なお、病院につきましては表の欄外の米印にありますけれども、国から各施設へ直接給付が予定されておりますので、本予算には含まれておりません。

3事業費の内訳として、事務の委託料として392万7,000円、給付金として4億1,311万7,000円となっております。

医療政策課の説明は、以上となります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 従事者に対する賃金の上乗せの費用も入っているとのことなんですけれども、この間、同じような処遇改善策を国が行ってきましたが、結果として、現場で聞こえてくるのは、賃金の引上げにつながっていると感じられない。また、施設ごとに引上げの状況が違うことで、国の補正が現場に行き届いているのかや、どんな効果が生まれているのかが分からないまま、緊急に補正が繰り返し出されるわけですけれども。県として、賃金を引き上げることが、いかに営業の安定とか業界の安定につながるのか検証することも必要だと思うんです。今回の効果を行き渡らせる手だてと併せて、これまでの検証をどうしていくのか、その点をお聞きしたいです。

◎高橋医療政策課長 まず、賃金を上げ処遇を改善することで、人の確保にもつながっていくとの御趣旨じゃないかなと思うんですけども。これまでの県の財政支援としては、特に賃金に直接関係するものではなくて、主に物価高騰とか、エネルギーの価格の上昇に対して支援を行ってきました。

今回の補正に関しては、国のほうがこういった形で示していただいたので、賃金と物価併せて支援をする形になってますので、これまでの県の施策の中で、賃金への直接の支援が余りなかったのも、その関連性が、あまりないのかなっていうのが一つと、総論で言うならば、やはり、賃金が従業員の確保に重要な要素であることは間違いないので、原資が限られている公的保険ですので、そこをどう配分するかは、各医療機関で検討された結果だと思いますけれども。今のところ、その検証までは、県でできる場所ではないのかなと思っております。

◎はた委員 やっぱり税金ですので、それがどう使われて、どんな効果が生まれたのか、あったのか、なかったのかは行政として検証という言葉がいいのかどうかはありますけれども、実態をつかむことを常にしないと、本当に必要な、適切な支援にはならないと思うので、今回の国の事業費に対する効果の実態調査、実態をつかむ取組も、やっぱり部としてやっていただきたいと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

◎高橋医療政策課長 当課の考えとしては、今回のものは全国的な支援にもなりますので、検証をもしするのであれば、やはり国全体としてしっかり検証すべき問題じゃないかなと思います。

◎はた委員 当然、国が検証するとしたら、都道府県や市町村を通じて実態をつかむわけですから、それを言われてするのか、自らするのか。働いてる人の立場や人が確保できなくなっていく福祉の現場を思えば、やっぱり県として積極的につかんでいただきたいと、その点は要望しておきます。

◎横山委員 賃金上昇と物価高対策で、本当に厳しい状況にある医療と介護のほうに、国と連携して支援していただきたいなと思うんですけど。そもそもこれから人を集めるためには、しっかり賃金も上げていかないかんし、一定程度は物価高騰は続くだろうという中で、県として医療現場の経営改革もしっかり進めていくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺の現状をお聞かせいただけますでしょうか。

◎高橋医療政策課長 やはり医療の業務についても、効率化や生産性向上を進めていくことが、人手不足も相まって、重要性はますます高まっているんじゃないかなと思います。今年度ですけれども、国の予算も活用して生産性向上、特に必要なICTの機器とかの導入費用に対して、県も支援をしております。来年度に関しても、予算の中で一定医療機関のそういった生産性向上のところの支援は、何かしら考えていきたいなと思っております。

あと、働き方での工夫で言えば、医療従事者とか事務長とか、また経営層を対象にして、

特に看護分野の話ですけれども、そういった効率的な事業執行やマネジメントについての研修会なども開催していますので、そういった意味で人材の育成、ソフト面の支援とその補助制度を活用しながら、医療機関の経営改革をサポートしていきたいと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

〈健康対策課〉

◎下村委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。

◎川内医監兼健康対策課長 当課からは令和7年度一般会計補正予算議案をお願いしております。2ページをお願いします。歳出予算になります。

上から3段目の7目健康対策費の右端説明欄をお願いします。人件費以外としましては、4指定難病等対策事業の医療扶助費としまして、2億1,430万4,000円の増額補正。こちらは各法に基づきまして、指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対し、医療費の一部を助成をしているものですが、新規申請者数の増加と併せ、神経筋疾患や、免疫系疾患等の治療において、価格の高い治療薬を使用する高額症例の増加等によりまして、医療費は当初の想定を上回る見込みとなったため、増額補正をお願いするものです。

健康対策課の説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、健康対策課を終わります。

〈薬務衛生課〉

◎下村委員長 次に、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 当課からは、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について説明します。3ページの参考資料を御覧ください。

この条例改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴いまして、引用規定の条ずれがあったため、整理しようとするものです。

資料中段の2条例改正の内容の囲みを御覧ください。高知県手数料徴収条例第19条の表29イの文中の中ほどにあります、省令第1条第5項第7号を省令第1条の2第5項第7号に改めます。

以上で、薬務衛生課の議案説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《子ども・福祉政策部》

◎下村委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西村子ども・福祉政策部長 まず、総括説明に入ります前に、高知県が発行しました身体障害者手帳におきまして、旅客運賃減額区分の記載誤りがありました。関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけいたしましたことにおわびを申し上げます。このようなことが再び起こることのないように、体制の改善及び整備を進めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

本件の詳細につきましては、後ほど報告事項としまして、担当課長から御説明いたします。

それでは、総括説明に入ります。子ども・福祉政策部に関係する提出議案は、一般会計補正予算議案2件と条例その他議案の3件です。また、報告事項が3件あります。

まず、令和7年度一般会計補正予算案についてです。今回の補正予算案のうち、当部に関係する部分は、資料2ページの3億4,110万5,000円と、資料4ページの追加議案分20億146万8,000円を合わせまして、総額で23億4,257万3,000円の増額をお願いするものです。

2ページをお願いします。人件費補正のほかに、障害保健支援課におきまして、精神疾患にかかる医療費の公費負担分の増額補正を計上しております。このうち、人件費補正については私から一括して説明をし、各課長の説明を省略させていただきます。

人件費補正の主な理由ですが、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定によるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員の改定分につきましても同様に計上をしております。

3ページですが、債務負担行為は、今年度末をもって指定管理委託契約が終了する高知県立ふくし交流プラザに係る管理運営委託料と、こちらも委託契約が終了するひとり親家庭支援センターの次期運営委託予算、自立支援相談事業等委託料につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、4ページです。国の経済対策に呼応し、速やかな対応が必要な事業について、追加で提案をした補正予算案です。国の医療介護等支援パッケージを活用し、福祉介護分野における賃上げや物価高への対応を支援するものなどです。詳細につきましては、それぞ

れ担当課長から御説明します。

次に、5 ページです。条例その他議案についてです。当部の所管は第19号、第20号、第27号の3件となっています。

第19号議案の高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案及び第20号議案の高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例につきましては、条例が準拠している国の基準府令が改正されたことに伴い、引用規定を整理しようとするものです。

続いて、第27号議案につきましては、先ほど債務負担行為の追加で少し触れましたが、高知県立ふくし交流プラザの次期指定管理者の指定に係る県議会の議決を求めるものです。以上、議案の詳細につきましても後ほど各課長より御説明します。

次に、6 ページ以降ですが、こちらは当部で所管をしております審議会等の開催状況です。本年9月定例会の危機管理文化厚生委員会以降に開催した審議会は、右端の欄に令和7年12月と記載をしております高知県社会福祉審議会など6件です。一覧表に主な審議項目、決定事項等について、また、審議会等を構成する委員の名簿を添付しております。

最後に、報告事項が3件あります。1つ目は、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載誤りにつきまして、2つ目は、精神障害のある方への医療費助成について、3つ目は、こうち男女共同参画プラン（案）についてです。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明します。

説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎下村委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎市川地域福祉政策課長 当課からは、県立ふくし交流プラザの管理運営委託に関しまして、補正予算議案1件とその他議案1件の審議をお願いします。

まず、第27号議案高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案から御説明します。福祉交流プラザにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入していますが、現在の指定期間が今年度末で終了しますので、新たに来年4月からの5年間についての指定管理者を指定しようとするものです。詳細につきましては議案説明資料で御説明します。

次のページをお願いします。まず、施設の概要です。ふくし交流プラザは、高知市朝倉の土佐道路沿いにあります。鉄筋コンクリート造の地下1階、地上6階建ての建物です。県民の皆様にご利用いただける多目的ホールや研修室をはじめ、福祉用具の展示スペースなどを備えた福祉の拠点として、平成7年にオープンいたしました。

次に、指定管理者制度を導入した目的ですが、施設の管理運営等につきまして、民間事

業者が持つ能力やノウハウを生かし、住民サービスの向上や、経費の縮減などを図るためです。

次に、これまでの指定管理の状況です。平成18年度から2年間の第1期は財団法人高知県ふくし交流財団が指定管理者でしたが、第2期の平成20年度以降は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が指定管理者となっております。また、第1期は2年、第2期は3年間の指定期間でしたが、第3期以降は5年間の指定期間としております。各機関の管理運営委託料は記載のとおりです。

次のページをお願いします。次に、指定管理者制度導入の効果です。まず、経費面では、指定管理者制度導入前の平成17年度と直近の令和6年度を比較いたしますと、県からの支出額ベースで2,100万円以上の縮減効果が現れております。また、サービス面につきましては、例えば、研修室などの貸室利用では、デジタルサイネージによる貸室案内や、インターネットを活用した空き状況の情報提供などが行われております。また、福祉用具の展示や使用のための貸出しのほか、高齢者疑似体験やVRによる認知症疑似体験といった福祉教育に資する取組なども充実しております。

次に、今回審議をお願いします指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

指定管理者の候補者は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会です。9月5日から11月5日までの62日間、候補者を募集し、応募があった同法人について、指定管理者の候補者として適当かどうか審査するため、有識者など外部委員5名からなる審査委員会において審査を行いました。

審査会では、同法人から同当該施設の運営方針や事業計画、自主事業などについてプレゼンテーションを行っていただき、厳正な審査の結果、指定管理者の候補者として適当であるとの評価をいただきましたので、同法人を当該施設の指定管理者の候補者として決定いたしました。指定期間は令和8年度から12年度までの5年間です。管理運営委託料は年間8,003万9,000円、5年間で4億19万5,000円です。

なお、現在の第5期の当初の管理運営委託料と比べますと、5,283万円の増加となっておりますが、これは人件費のほか、燃料費や光熱水費、設備機器の保守点検等の委託料などの増加によるものです。

続いて、今回の指定管理者の指定に伴う補正予算議案を御説明いたします。先ほど申し上げましたとおり、令和8年度から令和12年度までの5年間にわたり指定管理者を指定しますことから、ここに記載の金額の範囲内において、管理運営を委託するための債務負担行為をお願いするものです。

私からの説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉政策課を終わります。

〈長寿社会課〉

◎下村委員長 次に、長寿社会課の説明を求めます。

◎山本長寿社会課長 当課の補正予算議案について御説明いたします。歳出予算の福祉・介護職員処遇改善等支援交付金などにつきまして御説明します。

次の参考資料をお願いします。上段1背景・目的のとおり、社会福祉施設は、国が定める介護報酬などの公定価格に基づき経営されております。このため、今般の物価高騰の影響や職員の賃金の引上げを価格に転嫁することが困難な状況にあります。こうした中、国におきましては、令和8年度に臨時の介護報酬改定が予定されております。本事業はこの報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応としまして、国の経済対策による補助を活用し、賃上げや職場環境改善の支援を行うほか、介護事業所や施設が物価上昇の影響がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行うものです。

事業内容を説明します。まず、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業です。

(1) 福祉・介護職員処遇改善等支援交付金は、介護従事者に対して、1人当たり1万円の賃上げを支援するとともに、協働化に取り組む事業者には5,000円、職場環境改善に取り組む事業者には4,000円を上乗せの上、6か月分の賃上げに相当する額を交付するものです。

次の右側、介護事業所・施設のサービス継続支援事業として2つのメニューを新たに計上しております。

(2) 介護事業所等サービス継続支援事業費補助金は、事業の概要のとおり、介護事業所や施設が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用に対する補助を行うものです。補助上限額は、施設系は、定員1人当たり6,000円。その他事業所と訪問介護、通所介護は、訪問回数や利用者数などによりまして、20～50万円となります。

次に、下の(3)介護施設等サービス継続支援事業費補助金は、事業の概要のとおり、物価上昇の中でも食事提供を継続できるように、食料品の購入費に対する支援を行うものです。補助上限額は、定員1人当たり1万8,000円となっております。

これら3つの事業に要する経費として、補正予算額は、会計年度任用職員の雇用に係る経費などの事務費と合わせまして、総額、16億4,947万3,000円の予算を計上しております。

次のページです。この事業は、国の補正予算に対応するものであるため、年度内に事業を完了することが困難な状況が想定されますので、給付金及び補助金の全額と事務費の一部について、繰越明許費の追加を併せてお願いするものです。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 介護事業所等サービス継続支援事業費補助金の中で、その他事業所と分けられていますけれども、具体的にどういう事業所が対象になるのか。

◎山本長寿社会課長 その他の事業所は施設系と訪問介護、通所介護以外のもの全てになりまして、例えば、グループホームや通所リハビリテーション、訪問入浴介護など、たくさんの方が対象になります。

◎はた委員 確認ですが、介護保険制度の総合事業などを活用している自治体、社会福祉協議会がいろんなサービス提供してますけれども、そういったところがお弁当の配食事業をする場合は対象になるのでしょうか。

◎山本長寿社会課長 この事業につきましては、基本的に介護の指定を受けた事業所と施設が対象になりまして、地域での配食サービスを実施されている部分につきましては、国の要綱が出ているわけではないので、詳細確認はできていませんけれども、今出ている資料では、対象にはならないと思っています。

◎はた委員 このその他事業がどれだけ実態に合って実施されるかが大事なことだと思うんです。なので、できるだけ高知県の実態に合った、その他事業としての予算の支出をしていただきたいので、お弁当を配食している事業は、社会福祉協議会やいろんな自治体を通じてやってる形もあるので、それが可能かどうか、また可能になるように、県からも問合せをしていただきたいんですが。それが分かるのはいつ頃なのか、分かった場合どういうふうな情報提供をしていくのか、その点をお願いします。

◎山本長寿社会課長 (2)の介護事業所等サービス継続支援事業費補助金については、補助対象が事業を実施する際の設備とか備品になるんですけれども。そちらのほうは、事業所として継続するための費用になるんですが、実際、介護事業所として事業をされている社会福祉協議会などは、ほかのサービスもいろいろされていると思いますので、対象になると思うんですけれども、配食サービスだけされている団体は、難しいんじゃないかなと思っています。

ただ、細かい要綱は、今月中ぐらいには出るのではないかなと思ってるんですけれども、正式に通知があったわけではないです。

◎はた委員 社会福祉協議会を通じた事業と、また、県独自のあったかふれあいセンター事業を通じてのサービスだとか、ガソリン代を使って人を雇ってお弁当の配食をやってる現場に、公平にこの支援が行き届くようにすべきだと思いますし、国の役割、また県の役割もあると思うんです。公平性を考えたときに、県として、社会福祉協議会事業は、国の制度が使えるよと。一方で、あったかふれあいセンター、県事業に対して、県としてどうしていくのか、この国の重点交付金は何にでも使える補正予算なので、そういう公平性が担保された実施をしていただきたいと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

◎**山本長寿社会課長** 今回の補正予算の部分につきましては、介護保険事業所としての支援を行うとのことで、国も緊急的にここを優先して事業を行う形で出されてきまして、この部分はこれに基づいて補正をしていく形でお願いしているものになります。

◎**はた委員** 補正予算の枠については理解しました。県全体の実態から見て公平にサービスを提供していくためには、この補正予算と別で、重点支援地方交付金が出されてますが、それは全てまだ使われていない。また、2月補正なのか、新年度に計上されるんだと思いますけれども、ぜひ、重点支援地方交付金を活用して、県独自のサービス体、あったかふれあいセンター事業なども、同じように、現場の人たちが支援を受けられるようにしていただきたいと思います。要望しておきます。

◎**岡田（芳）委員** 国の要綱が出ないとなかなか詳細が分からないとの御説明だったんですけども、やはり予算が通れば早く現場に届けることが大事なことだと思うので、その仕組みを早くつくっておかなければならないし、周知をしておくことが大事だと思うんですけども、その辺の取り組みについてはどう考えていますか。

◎**山本長寿社会課長** 県としましても早く届けたいと思っておりますので、できる限りの情報を国にも問合せをするなどして、準備を行いたいと思っております。また、国から要綱が出ましたら、至急、準備を整えまして、募集もしっかり皆さんに使っていただけるようにお伝えして、活用していただけるよう、申請もたくさん出てくるように準備していきたいと思っております。

◎**岡田（芳）委員** 現場はなかなか厳しい状況もありますので、ぜひお知らせをしていただきたいと思っております。

◎**榎尾委員** 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の中で、上乘せ要件があると思うんですけども、この協働化等に取り組む事業者のところで、この協働化等とは、どういったものがイメージされているのか教えてもらえたらと思っております。

◎**山本長寿社会課長** こちらも、国がまだどういったものを対象にするか、詳細が出てきてないんですけども。今、想定されているものとしては、例えば、加算の中で生産性向上加算という加算がありまして、そういう生産性向上に取り組んでいる事業所については対象ですとか、そういう形で出てくるんじゃないかと思っております。

◎**横山委員** 人材流出を防ぐ意味で大変重要な予算だなと思って見てたんですけど。実際、直接事業所が手を挙げて、1人1万円の支給になるんでしょうけれども、期間で言ったら、来年の5月ぐらいまで出るんですよ。

◎**山本長寿社会課長** この12月から5月の6か月分を対象として、相当する額になりまして、実際、請求につきましては、まだ細かくは出てないんですけども、国のほうから各事業の交付率を示されて、一月分の総報酬額に何%を掛ける形での支給になると聞いています。かっちり1万円掛ける6の6万円になり、そこに人数を掛けるわけではな

くて、報酬に交付率を掛けることになります。

◎**横山委員** なかなかテクニックのいる話で、実際、本当に1万円ぐらい届くことで、人材流出をしっかりと防いでもらいたいと思うんですけど。例えば、職員が給料が1万円増えているなど感じて、6か月いった場合、そのあとも1万円上がった分を事業者がカバーできる仕組みにしていかないと、この人材流出の危機は、ずっと続いていくことにもなろうと思うんですけど。その辺に関して、この介護報酬改定の時期を待たずにと書いてますが、当課で御所見があれば教えていただきたいなと思います。

◎**山本長寿社会課長** 今、国のほうで検討されていて、これが実際どうなるのかは分かりませんが、12月から5月分に相当する金額が今回お支払いする額になるんですけども、この6月以降に、臨時の報酬改定が検討されていくのかなと思っています。発表されているわけではないですけども、それに引き続いての、前倒して臨時の報酬改定をする時期につながるようになるんじゃないかなと。

◎**横山委員** ぜひ、国への働きかけも強めていただきたいし、そのタイミングを逃すことなく、やっぱり後が大事かなと思うので、よろしくをお願いします。

◎**下村委員長** 今、横山委員から言われたとおりで、これ逆効果にならないように、一度上がったやつが国との改定の関係で、下がることになると、逆のイメージを持ってしまう方も出てくる可能性がありますので、その辺りをぜひお願いします。

◎**西村子ども・福祉政策部長** 御指摘のとおりだと思いますけれども、今回の加算の分については、処遇改善加算を取っていることが前提なので、そこはしっかりやっていただきます。報酬を上げていただくことについても、確認を取るようにしてますし、国の制度設計も早期にということで、今回の12月から5月までの前倒しです。ただ、当初予算の編成がこれからですから、まだそこまで明確に言えないと思いますが、そういう連携性がある今回の補正だと思いますので、しっかり、そこは国の状況を確認しながら、引き続き、1回上げたものがまた下がることになっては大変なことになりますので、そこは確認をしながら、私どももしっかりやってまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

◎**下村委員長** 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

〈障害福祉課〉

◎**下村委員長** 次に、障害福祉課の説明を求めます。

◎**山崎障害福祉課長** 当課の条例議案及び補正予算議案について御説明いたします。

まず、条例議案について御説明します。高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案になります。条例が準拠しております国の基準府令が改正されたため、引用規定の整理をしようとするものです。

まず、1 参考を御覧ください。障害福祉施設等の人員、設備等に関する基準につきましては、国の基準府令において、従うべき標準とすべき基準が定められていることから、資料に掲載しているように、この条例で定めるものを除くほか基準府令で定める基準の例によると規定しております。括弧書きで記載している部分になりますが、基準府令で定める基準（令和〇年改正府令（第〇条の規定）による改正後のものをいう。）と、改正府令を引用する規定を設けることで、改正後の基準府令に準拠することとしており、今回改正府令を最新のものに更新する改正が必要となっております。

2 条例改正の概要を御覧ください。基準府令の主な改正の内容について説明をいたします。施行期日が異なる 3 回の改正がありまして、まず、①ですけれども、こちらは児童福祉法の改正により、保育所や幼稚園等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴う引用規定の項ずれに対応するものになります。

②につきましては児童福祉施設等入所の際に行う健康診査が、0 歳から 2 歳児の乳幼児健康診査の内容と、全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診査を行わないことができることとなりました。

③ですけれども、乳幼児や児童養護施設に配置される職員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者が追加されるものと、児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員等の任用要件に「精神保健福祉士」の資格を有する者が追加されることになりました。

これらの改正事項を盛り込んだ条例の施行期日につきましては、国の基準府令が①は令和 7 年 10 月 1 日から、②は 9 月 16 日から施行されておりますので、①、②は公布の日から、③は令和 8 年 3 月 1 日から施行されることから条例改正の施行日も同様に、令和 8 年 3 月 1 日とすることとしております。

次に、補正予算議案について御説明をいたします。歳出予算の福祉・介護職員処遇改善等支援交付金について御説明いたします。こちらは、先ほど長寿社会課から説明がありました福祉・介護従事者に対する幅広い賃上げ支援について、障害福祉課が所管をしております障害福祉サービス事業者等を対象に交付するものです。

1 背景ですが、長寿社会課より説明がありましたのでこちらは省略します。

資料左側の 2 事業内容の①対象事業者につきましては、県内の入所系、通所系、訪問系の事業者のうち、処遇改善加算を取得している。または、取得見込みの事業所と処遇改善加算の対象外の相談系の事業所のうち、処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす、または、見込みの事業者になっております。

②の交付金積算方法等は、従業員 1 人当たり 1 万円の積み上げの 6 か月分に相当する額となっております。

③の予算額（案）ですけれども、障害者支援従事者分として 2 億 3,000 万円、障害児支援

従事者分として9,000万円。事務費として297万6,000円で、計3億2,297万6,000円を計上しております。また、この事業は国の補正予算対応のため、年度内に完了することが困難なため、繰越明許費の追加をお願いしております。

障害福祉課からの説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 これもさっきと同じなんですけれども、やはり対象事業者への周知、広報はどう取り組まれるおつもりでしょうか。

◎山崎障害福祉課長 国のほうから詳細な実施要綱等が12月末ぐらいには示される予定となっておりますので、当課もその時期を見て、順次、早急に全事業者にその内容が伝わるように、周知をしていきたいと思っております。

◎はた委員 条例改正議案についてお伺いしたいと思います。内容は子供たちにとって、また職場にとっていい方向に改正がされるということで、条例改正そのものに反対することではないんですけれども、これに伴って、③に書かれています、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格や「精神保健福祉士」の資格を有する者が必要となるとなっているんですけれども。今の各現場において、そういう有資格者で、今回条例で規定をされる資格者の確保が今後も十分にできる体制が取られてるのかどうか、その点をお聞きいたします。

◎山崎障害福祉課長 これは、新たに要件に追加をされることになりますので、今いる人たち以外に、この資格を持った人たちも要件として満たしますということで、幅広く職員の要件を拡充するものであって、この資格がないといかん、新たに取らんといかんものではありません。

◎はた委員 今、福祉現場の多くが、非常勤の職員に支えられて、運営をしている面があると思うんです。非常勤の職員の皆さんの処遇について、現場がどういう状況になっているのか教えていただけるでしょうか。

◎山崎障害福祉課長 福祉施設の職員として、正職員以外の職員もいらっしゃると思いますが、もう一つの処遇改善加算とかは、全ての職員の賃金等のアップを目指すところでの取組等にもなってきますので、全ての人が働きやすい体制も一定、国のほうも誘導していく施策を講じているかと思っております。

◎はた委員 最後に要望なんですけれども、やっぱり福祉現場の人員体制、環境が、非正規の職員も含めてしっかりしないと、この条例改正の意義を達成することが難しくなるので、職員の処遇にも重きを置いて、条例改正の意義を追求していただきたいと要望しておきます。

◎横山委員 議案と関係ないんですけど、先ほど御説明いただいたときに国の補正対応なんで、繰越しちゅうとのことでしたが、最後の4枚目のスライドが操作されてなかったんで、我々そちらのスライドの操作の中で、説明を見てるんで、また、ぜひ4枚目の議案の

説明資料まで出して閉じていただけるとよろしいかなと思います。

◎山崎障害福祉課長 きちんと操作するように気をつけておきます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

ここで昼食のため休憩としたいと思います。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時57分～12時58分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈障害保健支援課〉

◎下村委員長 次に、障害保健支援課の説明を求めます。

◎田中障害保健支援課長 当課の12月補正予算案について御説明します。御覧いただいているのは、議案説明資料の69ページの抜粋になります。

右側の説明欄の3行目を御覧ください。医療扶助費は、国の自立支援医療制度によりまず精神疾患の治療のための通院の医療費、また、精神障害のある方の措置入院に係る医療費に関します公費負担分です。当初予算としまして、過年度の実績を基に、17億8,600万円余りを計上しておりましたが、精神疾患の治療のための通院医療費において実績が見込みを上回るペースで推移しており、早ければ2月支払い分から予算が不足することが見込まれますため、今回増額をお願いするものです。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 精神保健対策費が増額ということですが、精神疾患になる方が増えているのではないかと心配をするんですが、どういうふうに活用されているのか、現状も含めて教えていただきたいです。

◎田中障害保健支援課長 先ほど申し上げました精神疾患の治療のための通院ですが、助成の受給者証を受けられてる方、直近で1万2,853件の受給者証を交付しております。この推移ですが、右肩上がりが増えてはいる状況ではありません。

◎はた委員 増えないための対策は、同時にされてるんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 この医療扶助費とは別に、例えば、メンタルヘルスサポートナビとしまして、当課で設けているサイトで、正しい精神保健の知識を普及啓発することなどに取り組んでおります。

◎はた委員 精神医療が必要となる背景には、先天性もあれば、その後の働き方の問題、ストレスの問題、いろいろあるかと思うんですが、実態についてつかまれてるんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 先ほど申しました1万2,000件くらいの受給者証ですが、精神疾

患の種類別でも把握しております。そこで言いますと、一番多いのは鬱病です。そのほかの精神疾患もありますが、そうした傾向にあることは、引き続き、押さえていきたいと思っております。その要望に向けては、様々な取組が必要だと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎下村委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 補正予算議案及び条例議案につきまして御説明いたします。

まず、補正予算案について、第1号議案から自立支援相談事業等委託料は、高知市と共同で設置しておりますひとり親家庭支援センターの運営委託を行うものです。現在の契約期間が今年度末で満了することから、令和8年度から3年間の契約を行うため、2,376万9,000円を債務負担行為として計上しております。これまで当初予算で計上してはいたしましたが、プロポーザルの公募や、審査など契約に係る十分な時間を確保し、4月1日以降も切れ目なく運営するため、12月補正予算での計上をお願いするものです。

次に、第31号議案から、ひとり親世帯生活支援特別給付金です。3ページを御覧ください。この給付金は、1目的のとおり、物価高騰の影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対する支援として、国の重点支援交付金を活用し、給付金を支給するものです。

2支給対象者は、町村にお住まいの方で、令和7年12月分の児童扶養手当の支給を受ける方及び令和7年12月から令和8年3月までの間に、児童扶養手当の新規支給認定を受けた方です。

3支給額は、児童1人当たり2万円で、6の予算額(案)は、対象児童数を1,434人と見込み2,868万円を計上しております。支給時期につきましては、12月分の手当受給者と12月の新規支給認定者につきましては、令和8年1月末をめどに手続を進めてまいります。

次のページは、繰越明許費1件の追加です。この特別給付金について支給対象者のうち、令和8年3月に手当の認定を受けた方に対する給付金の支給手続に日時を要することから、繰越しを行おうとするものです。

続きまして、条例議案について御説明いたします。高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

中央児童相談所に設置しております一時保護所に係る条例となります。概要及び1参考の条例の構造につきましては、午前中に障害福祉課から説明のありました基準条例と同様であり、条例が参照する基準府令、一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、引用規定の整理をするものです。

2条例改正の概要については2点で、1点目は、職員による入所児童に対する虐待を禁止する引用規定の項ずれに対応するもので、法改正により、保育所等の職員による虐待に

関する通報義務等が創設されたことに伴うものです。

2点目は、一時保護施設に配置される児童指導員の任用要件に「子ども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者を追加し、虐待を受けた児童への指導や心理的ケアを担う児童指導員の資質の向上及び専門性の確保につなげるものです。

条例の施行日は、基準府令の施行期日を踏まえ、①は公布の日、②については令和8年3月1日としております。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 条例改正について、お聞きをしたいと思います。環境整備をよりよくしていくことが、この条例改正の大きな意味だと思うんですけども、背景には、こういった児童福祉法に基づく施設の中での、職員による虐待があるかと思うんですけども。昨年度、高知県ではそういった事例があったのかどうかをお聞かせください。

◎野村子ども家庭課長 まず虐待対応、職員による虐待を追加されたのは、主に保育所等々になってきますので、以前からこの一時保護所等については、もし虐待があれば、県のほうで調査をして、虐待かどうかの認定をする対応をやっています。まず、そこについては変わりがないことを申し上げます。

昨年度、県のほうで所管している、いわゆる児童養護施設等々、里親も含めて、虐待通告があって、虐待の認定をしたものについては、これから公表にはなりますけど、2件あったことになります。

◎はた委員 その2件も含めてですけども、そういった事態が、現場で起きる原因はつかまれてるでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 まず、職員が少し感情的になってしまったケースもありますし、あと、一定施設としての何らかのルールがある中で、そのルールが少し緩んで、正しくない中で、少し思った以上の対応をしてしまったケースになるので、施設のルールをまず守ることと、やっぱり職員も、何らか児童の反発等があったときに、しっかりと自分の感情をコントロールできるように、8月の出先機関の調査の取りまとめのときも申し上げましたが、職員のトラウマインフォームドケアみたいな形で、そういった研修等々を継続してやっていく必要があると思っています。

◎はた委員 やっぱり法改正、また条例改正の背景には、職員の方のストレス、またそのコントロールの仕方の研修含めて、必要なことがあると思うんです。条例改正で文言が入って、言葉上よりよくなるだけではなくて、請け負う現場の皆さんが、やりがいを持って働けるよう、ストレスに対する状況の把握だとか、また、その回避の仕方も併せて取り組んでいただきたいと思うんですが、条例改正と併せての対応についてお聞きをしたいと思います。

◎野村子ども家庭課長 児童相談所では継続して、職員が外部の研修にも行ってますし、

アドバイザーもいますので、日常を踏まえて、継続的な研修をやっております。一時保護所におきましても、そういった職員間の研修であったり、あと面談で、ストレスの緩和はやっておりますので、職員として、こういった児童等虐待の認識は、常々持てるように、そこは継続した意識啓発も含めて、組織としてやってまいります。

◎横山委員 ひとり親家庭支援センターですけど、高知県と高知市の委託事業で、高知市のひとり親家庭のお母さん、お父さんとホームページに紹介があるんですけど、県が委託してるということだから、高知市以外の方も相談を受けられるんですよ。

◎野村子ども家庭課長 市と県で共同で設置をしているので、全高知市含め、高知市以外の市町村在住の方は、ある意味、県がお金を負担している状況なので、全県下網羅しております。

◎横山委員 例えば、なかなか高知市に來れない郡部のほうのひとり親の方々の相談に対しては、県としてどのように対応されてますでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 まず、入り口としてLINE登録をお願いして、困ったときにつながっていく取組、あと電話相談も受けております。そして、オンライン相談も必要に応じて対応しておりますので、遠方の方については、そういった形で、来なくてもいいように相談を受け付けております。

◎横山委員 県がしっかり、ひとり親家庭を支援していることの周知はどのような状況ですか。

◎野村子ども家庭課長 児童扶養手当の現況届がある際に、ひとり親家庭のしおりで、皆さんにセンターの状況も含めてお知らせをしております。あと、ホームページだったり、SNSだったり、県の広報とか各種媒体を通じて、機会を捉えて、ひとり親家庭センターの周知を行っているところです。

◎横山委員 ぜひ周知していただいて、1人でも多く、いろんなお悩み事を解決できる取組を続けていただきたいなと思います。

◎はた委員 ひとり親家庭の特別給付金なんですけれども、対象が児童扶養手当支給を受けている方で、そうなってくると、単純にひとり親家庭が受けられるものではないと。収入が一定決まった人しか受けられないと思うんですけど、全体のひとり親家庭のうち、今回児童扶養手当を受けられる方は、大体どの程度ですか。ひとり親家庭でも、収入が一定あることで受けられない方もいると思うんです。受けられない世帯、ひとり親家庭は、どの程度、割合いらっしゃるのか。

◎野村子ども家庭課長 まず、今回、一般の方につきましては、市町村のほうで子育て応援手当で、お子さん1人当たり2万円の給付がなされるので、今回は、そういったベースがあった上で、県が支給対象者としているひとり親に対して、支給をさせていただくものになります。

◎はた委員 この数字で言うと、6番目のところに児童数で1,434人を想定されてますけれども、これ以外にひとり親家庭があると思うんですが。

◎野村子ども家庭課長 令和2年度の国調になりますけど、母子世帯、父子世帯合わせて大体、8,000世帯弱になってきます。

◎はた委員 8,000世帯が母数で、そのうちの1,434人が今回、給付金の対象になる理解でいいでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 県は町村分だけになるので、児童扶養手当の受給者数とすると、令和7年の3月末の数字になりますが、全県で5,727人の方が受給されてますので、大ざっぱに言うと、8,000人分の6,000人ぐらいの割合で児童扶養手当の支給の対象者になっている状況です。

◎はた委員 児童扶養手当の対象になるところでは所得の線引きがどうしてもあって、そこで理不尽な思いをしてる世帯も少なくない聞いてますので、重点支援交付金も含めて、本当にひとり親世帯、全ての子育て世帯に公平に行き届く、本当に助かったと実感できる公平な支援を求めておきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、子ども・福祉政策部から3件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることといたします。

〈障害福祉課〉

◎下村委員長 まず、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載誤りについて、障害福祉課の説明を求めます。

◎山崎障害福祉課長 高知県が発行しました、身体障害者手帳において、手帳の旅客運賃減額区分の記載誤りがありましたので御報告いたします。

1 事案の概要ですけれども、愛媛県において本年4月に同様の事案が公表されたことを受けまして、本県が発行した身体障害者手帳の中に誤りがないか確認をしたところ、本来1種と記載すべきところ、誤って2種と記載したものが24件、本来2種と記載すべきところ、誤って1種と記載したものが56件、合計80件の記載誤りが判明いたしました。

この旅客運賃減額区分は、資料の一番下の枠組みの参考に記載をしておりますが、公共交通機関の運賃割引の区分で、障害の程度により1種と2種に分けられております。1種は「本人と介護者」、2種は「本人のみ」が運賃が半額となります。

2 原因ですけれども、担当職員の区分判定誤りと、決裁時の確認が不十分であったことによるものです。

3 当事者への説明及び手帳の訂正ですけれども、本年9月に手帳の訂正が必要な方全員におわびの文書を送付いたしまして、10月から11月にかけて、本来1種とすべき方の御自宅等へ訪問して謝罪と手帳の訂正を行いました。本来2種であった方は、郵送で訂正作業を実施しているところです。

4 再発防止策ですけれども、今後は人的な事務処理ミスを防ぐため、身体障害者手帳システム上で旅客運賃減額区分を自動判定できるようシステム改修を予定しています。また、システム改修が完了するまでの間は、決裁時には担当職員と決裁者が「旅客運賃減額区分の判定ルール」に基づく判定根拠についての突き合わせ作業を行うなど、確認作業を徹底してまいります。

説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 不利益があったこの24件については、不利益分を返還する手だてはないんでしょうか。

◎山崎障害福祉課長 本来1種の方を2種にしていた分につきましては、JRとかの半額割引が受けられてない可能性がありますので、根拠資料、領収書とかをお持ちでしたら、損害賠償に応じますと御説明をしております。

◎はた委員 こういうことを想定されてないので、皆さんが領収書を持っていることは、ない可能性もあるんですが、領収書を持ってないけれども、日常の生活の実態から、必要があれば保障する、返還することはできないのかどうか、その点をお聞きします。

◎山崎障害福祉課長 基本的には損害賠償になってきますので、根拠資料が必要かと考えておりますけれども、24人の方は御自宅等に訪問して説明をさせていただいたときには、特にJRを使うてないという御意見が多くて、損害賠償せんといかん御意見はいただかなかったのが現実です。

◎はた委員 不利益が起きるのは、公共交通運賃だけなんでしょうか。

◎山崎障害福祉課長 もともと、国鉄時代にそういう制度が設けられまして、それに準じて、ほかの電車とかバスとかも事業者のサービスの形で、同じようなことをやられているところはあります。

◎はた委員 そういう意味で、JRだけではなくて、24件の皆さんの実態に合う返還を求めておきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎下村委員長 続いて、精神障害のある方への医療費助成について、障害保健支援課の説明を求めます。

◎田中障害保健支援課長 精神障害のある方の医療費助成について御説明します。

まず、1 重度心身障害児・者医療費助成事業の概要を御覧ください。丸の1つ目ですが、この事業は、重度の障害のある方の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する事業です。この事業の実施主体は市町村で、県は事業費の2分の1を補助しております。なお、助成の対象となるのは医療費のうち、医療保険分を除いた自己負担分となりまして、入院、通院、また診療科を問わず、助成の対象としています。

丸の2つ目です。現行制度では身体障害及び知的障害のある方が対象となっており、精神障害のある方は対象外となっております。昨年9月、この制度に精神障害を含めることについて、当事者や御家族から御要望をいただきました。

このため、2 重度心身障害児・者医療費助成事業に精神障害のある方を含める検討にありますように、市町村や当事者団体、医療・福祉関係者などで構成する関係者会議を立ち上げ検討を行ってまいりました。

経過にありますように、昨年11月の第1回以降、6回にわたって助成の対象とする障害の程度や医療の範囲、その他の制度設計などについて幅広く御意見をいただいております。

2 ページになります。3 制度改正の方針を御覧ください。こちらは会議を踏まえて、県で決定した制度改正の方針です。

(1) 制度の概要ですが、(ア) 対象とする障害の程度につきましては、現行の身体障害や知的障害と同じく、障害者手帳、精神障害の場合は、精神障害者保健福祉手帳の等級、1 から3 級までありますが、それで判断するものとし、助成対象としては、表の① 現行の身体障害や知的障害のある方と同様に、手帳の等級が重度に該当する1 級の方。

また②は、現行制度では18歳未満の身体障害や知的障害のある方で等級が中度に該当する手帳を両方を所持されている方も対象としていることから、精神障害の中度に当たります2 級の方も同様の取扱いとするものです。

③は、関係者会議において、精神障害のある方は症状に波があるところに苦慮されているという御意見があったことを考慮しまして、2 年ごとの手帳の更新時におきまして、等級が1 級から2 級、または3 級に変更となった方も、その次の更新までの間に限り対象とするものです。

当事者や御家族からは、2 級あるいは3 級も全て対象としていただきたいといった御意見をいただきましたが、その一方、現行の身体障害や知的障害のある方とのバランスも考慮すべきとの御意見もあり、このような方針としております。

続いて(イ) 対象とする医療の範囲、(ウ) 所得制限、(エ) 自己負担額、(オ) 助成の方法は、それぞれ現行制度と同じとしまして、(カ) 有効期間については、精神障害者保健福祉手帳の有効期限に合わせまして最大2 年としております。

(2) 制度導入の時期です。本事業の実施主体は市町村ですが、市町村において今後条例の改正や関連するシステムの改修、また対象となる方への周知といった準備が必要となりますことから、その準備期間を加味しまして、令和9年4月から全市町村において開始することを目指して準備を進めることとしています。

(3) その他は今回の改正に当たっての留意事項となります。丸の1つ目は、先ほど補正予算で御説明しました自立支援医療費など、ほかの公費負担制度が利用できる場合は、優先的に御利用いただく必要があることから、本事業に精神障害のある方を含めるに当たって必要な措置を講ずることとしたもの。

丸の2つ目は、令和9年4月を目指しておりますが、制度の開始後3年をめぐり、制度の実施状況などを勘案しまして、対象とする障害の程度の範囲を含めた検討を行い、必要な措置を講ずることとしているものです。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 1級の方には年齢制限がないんですけども、2級以降の方には18歳未満と年齢の線引きがあるんですけども。そういう年齢で線を引くことの妥当性、必要性は、どのように議論されて決定されたのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 まず、資料で言うところの(ア)の②が委員の御指摘のところだと思いますが、①、②は、現在のこの重度心身障害児・者医療費助成事業で対象としている、①が重度の方、②は、身体障害及び知的障害の両方の手帳を持たれてる方については、18歳未満でも中度の方について対象としようとする。それを今回、精神障害も含めるに当たって、例えば、精神障害か身体障害の手帳を持ち、あるいは精神障害と身体障害、両方の手帳をお持ちの方で18歳未満については対象としようとするものです。それは、従前からの取扱いではありますが、両方の障害をお持ちの方で子供の方、18歳未満の方にも両方の手帳をお持ちであれば、助成対象としようとする趣旨で、従前から始めてやっけるものだと思っております。

◎はた委員 18歳未満とすると対象者数は何人か。反対に18歳と線引きをしない場合、②の対象者はどれだけになるのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 精神障害の手帳の等級が中度で、今回のこの②に該当するであろう方ですが、身体障害者の手帳を高知市で発行している関係で正確なものではないんですが、多くはありません。おおむね10名以下ではないかと考えております。それら年齢を外した精神障害手帳の2級の方ですが、その方は、直近、今年の3月末ですが、5,745名いらっしゃいます。

◎はた委員 多くの方が、この18歳の年齢制限によって、この制度が受けられない対象外となっていますけれども、この年齢制限を、例えば、親の扶養だとか、いろんな指標で見

たときに、もうちょっと実態の大変さに合わせた年齢の考え方がないのか、なぜ18歳なのかが、話を聞いても納得できないんですけれども。どこかで線を引かざるを得ない行政の立場があったとしても、なぜ、対象10人しかいない18歳以下なのか。その点の妥当性についてどうお考えでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 委員のお話は御趣旨としては、1級だけではなく2級の方も対象にしないのは、どうしてかという受け止めをさせていただきました。この事業は、今、身体障害、知的障害、重度の方を対象としていて、精神障害の方を対象としてない。その中で検討を始めるに当たって、今委員がおっしゃったような、2級以上を対象にとの御意見もありましたが、一方で、重度の障害のある方を対象としているこの事業に、新たに精神障害を加えるに当たっては、ほかの障害とのバランスも考慮すべきと御意見がありましたので、方針に書いてあるように、まず、1級の方を対象としつつ、①、②が今の制度に合わせたものになるんですけれども、加えて、③の精神障害のある方特有の措置も設けたところです。

◎はた委員 やっぱり2級の精神疾患の手帳を持たれてる方で、かつ、身体障害者の手帳を持つ方が、障害者の方の状況の中で一番多いケースではないかと思うんですけれども。そういった重複して障害を持つ方がもうちょっと対象になる、年齢で線を引かない手だてを求めておきたいと思います。

◎田中障害保健支援課長 先ほど、重複して障害を持たれて、手帳を所持されてる18歳以上の方の数は、別の数字を申し上げました。その数は150人です。18歳未満が11人となっております。

◎はた委員 150人は県独自に頑張れる、公平に年齢制限せずに支援をしていくことができる人数、規模ではないかと思っておりますので、やはり年齢制限のない、②の対象の方を支援していく手だてを考えていただきたいと要望しておきます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

〈人権・男女共同参画課〉

◎下村委員長 続いて、こうち男女共同参画プラン（案）について、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 当課からは、こうち男女共同参画プラン（案）について、概要版の資料のほうで御説明します。

資料を御覧ください。まず計画の位置づけですが、こうち男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法と、高知県男女共同参画社会づくり条例に基づく計画であり、そのうち、女性の職業生活における活躍に資する部分は、女性活躍推進法に基づく計画としても位置づけております。

平成13年度に策定して以降、改定を4回行っており、現計画の計画期間は令和3年度から7年度までの5か年となっておりますことから、令和8年度から12年度までの新たな計画を現在策定しているところです。また、今回のプランは、困難な問題を抱える女性を支援する女性支援新法や、DV防止法に基づく基本計画としても位置づけることとしております。

1 目指すべき姿については、前回プラン同様、性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県とし、3つの視点で取組の強化を図ってまいります。

まず1つ目は、人口減少が進行する本県において、地域の活力を維持していくために、若者や女性が将来に希望を持てる地域づくりを進めるため、男女共同参画の視点から見た「魅力ある地域づくり」を進めてまいります。

2つ目に、女性活躍推進法などの法整備が進む中で、働き方改革やハラスメント防止に向けた取組を強化するため、多様な働き方の選択と誰もが能力を発揮できる就労環境の実現に向けて取り組めます。

3つ目に、生活困窮や性暴力など、女性の抱える困難は複雑化しており、コロナ禍により、顕在化したこうした課題に対して、暴力のない社会と誰もが安心して暮らせる支援体制の実現に向けて取り組んでまいります。

下段を御覧ください。計画の基本的な考え方と3つのテーマですが、計画は、男女共同参画社会の実現に向け、家庭・職場・地域などあらゆる場面での意識改革と行動変容を進めることを基本的な考えとしています。

柱とするテーマは3つとし、国の基本計画にも合わせ、具体的な表現で示し、各施策を展開してまいります。

1つ目のテーマ、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備では「共働き・共育て」の県民運動の推進。若者の多様な選択を可能にする取組の推進。女性の視点を生かした災害対応の推進。そして、男女共同参画の中核拠点であるこうち男女共同参画センターの機能充実などに取り組んでまいります。

2つ目のテーマ、あらゆる分野における女性の参画拡大では、女性管理職比率の向上に向けた支援の強化。性別に関わりなく誰もが働きやすい職場づくりに向けた働き方改革の推進と柔軟な働き方の普及定着への支援。ハラスメントのない職場づくりの推進。これまで男性が中心とされてきた一次産業や建設業への女性の就業促進などに取り組んでまいります。

3つ目のテーマ、安全・安心な暮らしの実現では、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶。切れ目のない支援体制の構築に向けて、市町村や関係機関における人材育成の支援強化。困難な問題を抱える女性等の早期把握と相談体制の充実。女性特有の健康課題への対応に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。こちらは、次期プランの取組の体系図を表したものです。

テーマ1には、先ほど御説明しました、強化する、目指すべき姿の視点も踏まえて、(2)に女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりを新たな取組の柱といたしました。また、右側、取組の方向として、(1)の社会全体の意識を変えるの③にライフデザインやキャリア教育などの視点も含めました、若い世代の多様な選択を可能にする教育・学習の推進を。そして、(2)女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりには、①「共働き・共育て」の県民運動の推進を新たに追加しました。

テーマ2では、女性活躍推進法の改正法により、ハラスメントを根絶する職場環境の整備の必要性が示されましたので、(2)性別にかかわらず誰もが働きやすい職場づくりに、②として、ハラスメント防止対策の推進を新たに追加しております。また、前のページにも一部御説明いたしました主な拡充の取組について、取組の方向の右側に括弧書きで記載をしております。

次のページが、実際のプラン案につきましてはこのとおり、ページ数で72ページとなっております。

最後に、資料にはありませんが、今後のスケジュールについて御説明いたします。この後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様の御意見を取りまとめ、2月中旬開催予定の第3回こうち男女共同参画会議において、委員の御意見を頂いた後に最終案を2月議会で御報告させていただく予定です。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 高知県の特徴的な今回の計画案はどこになるのでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 目指すべき姿のところで3つの方向性を示していますが、この3つの取組は、県としても強化して進めていきたい点になっております。

◎はた委員 2ページに先ほど説明いただいて、特にピンク色のところが、今回、新規施策として取り組まれていると思うんですが、問題があるから手だてを打たれると思うんです。例えば、このハラスメントの防止については、男女関係ないですけれども、男性でも女性でも、ハラスメントのない社会とか現場を求めていますけれども、具体的にどんな状況が高知県で生まれてるのでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 ハラスメントの現状については、具体的には素案の中でも件数等を示させていただいているところですが、ページ数が24ページになります。ハラスメント相談件数・対応件数のほうが、主に労働相談を受け付けてます高知労働局及び高知県労働委員会への労働相談件数自体は、増加傾向にあるとお聞きをしているところです。労働相談の中でも、やはりハラスメントに関わる相談が占める割合が多くて、割合は、高止まりの状況となっております。

一方で、ここに記載はないんですけど、商工労働部のほうで調査してます労働環境等実態調査の中では、ハラスメント対策をしている事業所の割合が、まだ、6割から7割にとどまっている調査結果もありますので、やはり、全ての事業所で取組が進む形になる計画にしていきたいと作っております。

◎はた委員 例えば、この計画は、そういった原因と対策、そして、それを改善させるための具体的な施策がセットだと思うんですけども、その具体的な施策の案があるんでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 細かく記載してないんですけども、主な取組として、例えば、企業や事業所に対して、そういう研修や啓発を実施することは記載しております。

◎岡田（芳）委員 プランをつくるのは、当然、いろんな部署と関わってきますよね。それで、その意見交換だとか調整はどういう形で図られていくんですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 主には、素案の段階から、当課としてこういう現状課題について記載をしてほしいとか、記載した内容をもとに、記載内容が的確か、間違っていないかどうかを含め、各所管課に調査をかけさせてもらって、内容については、適宜不明な点は聞き取りさせていただきながら作成をしているところです。

◎岡田（芳）委員 プラン、素案を示して意見を聞くということですけど、それぞれの現場で、こういう事例があって、困った事例もあるかと思うので、そういうこともプランにすくい上げる聞き方をしていただければ、よりいいかなと思ったんですけどもいかがでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 こうち男女共同参画会議の外部の委員が集められた会議の中でも、いろいろな御意見をいただいてまして、各関係課にもこういうことを聞かれますがと紹介させてもらって、できるだけ盛り込める内容は盛り込んでいっているところです。

◎はた委員 大事なプランだと思ってます。実効性があるものにしていただきたいと思ってるんですけども。よくいろんな相談を受けるんですが、アンガーマネジメント、怒りをコントロールする研修がいいと評価を聞いたことがあるんですけども、その一方で、アンガーマネジメントの研修に繰り返し行ってる僕の妻が、帰ってきて僕を怒ると言って、冗談のような、本当のような、なかなか研修をしたからすぐコントロールできるかと言われてたら、そういうものではなくて、やっぱり繰り返し圧やストレスを強度に受けている方が少なくない。アンガーマネジメントに頑張った妻にぎっちり怒られる夫の思いを思うと、新しい時代にもうちょっと効果がある取組をつくっていくためには、やっぱりストレスの度合いをチェックをする。病気になる手前だったり、怒りがコントロールできなくなる手前の、本人が受けるストレス度をつかむことも、厚生労働省も大事だと言ってるんですけども。県としてもストレス度の把握をどう推奨していくのか、また県庁の

中で、自らがどう取り組んでいくのかも大事だと思うんですが、ストレス度の把握についてどんなにお考えでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 ストレス度も含め、調査の中では、やはりいろいろな職場環境の中で、ライフステージに応じた健康支援が求められているところがあります。そういうことから、事業所に対して、そういう健康課題に対しても、取り組んでいただけるようアプローチを考えていきたいと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

《文化生活部》

◎下村委員長 次に、文化生活部について行います。

なお、令和7年度高知県一般会計補正予算である第1号議案についての説明は、部長が一括して行い、各課長の説明は省略したいと思います。

また、第1号議案の質疑については、部長の総括説明の後に行いたいと思います。

◎池上文化生活部長 文化生活部が所管をいたします議案などについて、御説明を申し上げます。まず、令和7年度一般会計補正予算について御説明します。

文化生活部補正予算総括表を御覧ください。部内全所属の職員の人件費につきまして、合計で5,038万4,000円の増額をお願いをしております。補正の主な理由としましては、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給与月額、期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員の改定分につきましても同様に計上をしています。

次に、2件の報告事項について御説明します。

1件目は、現在策定作業を進めています高知県多文化共生推進プラン（仮）ですが、このプランの案などについて御報告いたします。

2件目は、こちらは現在改定作業を進めております第2期高知県食品ロス削減推進計画につきまして、改定案の概要などについて御報告いたします。

なお、報告事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活部が所管する審議会の開催予定などについて御報告します。

令和7年度各種審議会の開催予定についてを御覧ください。各審議会の開催予定日や主な審議項目などを記載しています。なお、前回の委員会以降に開催しました高知県消費生活審議会につきましては、委員名簿を4ページに掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。今後の開催状況などにつきましても随時御報告をいたします。

説明は、以上です。

◎下村委員長 部長から説明のありました第1号議案について、質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活部の議案について終わります。

《請願》

◎下村委員長 次に請願についてであります。

請第1-2号すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について及び請第2-2号教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願についてです。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、2件とも私学・大学支援課が所管する内容でありますので、併せて説明いただき、その後、一括して質疑を行いますので御了承願います。

それでは内容につきまして、書記に朗読させます。

◎書記 請第1-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」(私学・大学支援課)。

要旨。2025年度より国の制度で小学校は全ての学年が35人学級となった。そして、高知県では独自に小学校1・2年生の30人学級と中学校の35人学級を実現している。行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、一人一人により行き届いた教育を進めるためには、さらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持ち解消、養護教諭などの全校配置のために、高知県独自の配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率(定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率)が100%に達しておらず、全国でも最低レベルとなっている。また、高知県では休んだ先生の代替が1か月以上も配置されない事態が、2022年度は78件、2023年度は115件、2024年度は131件もあった。そうした事態があるにもかかわらず高知県は、学校に勤務していない先生(教育委員会等に勤務する先生)が他県に比べて飛び抜けて多い。学校現場に配置する正規教員を増やし、先生がゆとりを持って子供と関わることで、その仕事の魅力を再生させることや臨時教員、定年延長・再任用教員の待遇を改善することが深刻な教員不足の解消につながる。

連続する物価高騰の下、教育費の保護者負担をより一層軽減することは、子供の数が減っている今だからこそ一人一人の子供が安心して学べることにつながるものである。

多くの特別支援学校では環境整備が遅れている。知的障害特別支援学校の深刻な過密状態解消のため2022年度に分校が開校したが、十分な解決となっていない。根本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、寄宿舎のある県立知的障害特別支援学校(小中高)を

高知市に新設することが望まれる。

日本国憲法や子どもの権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。

1 (1)、1 (4) 2から3までの4項目、総務委員会所管分を除く。

1 教育予算を増やし、次の施策を進めること。

(2) 国に給食無償化を要望し、県独自でも教育費の保護者負担を軽減すること。

(3) 私学助成を一層拡充すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人井上美穂ほか4,263人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和7年12月10日

請第2-2号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」(私学・大学支援課)

要旨。2025年2月に自由民主党・公明党・日本維新の会が「高校授業料無償化」について合意したことを受けて、公私ともに年収910万円以上の全世帯に年額11万8,800円を支援するための予算を計上した修正予算が3月31日成立した。「3党合意」では、2026年度から授業料支援額を2025年度の私学授業料平均額に相当する45万7,000円に引き上げ、年収590万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれている。

しかし、幼稚園・小学校・中学校においては、助成額が不十分であり、「教育の無償化」が完成したわけではない。

さらに、平均15万円を超える入学金については、全国的にも減免の対象とする県が増えているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成の高校生1人当たり単価は、38万6,681円(2025年)であるのに対し、公立高校の場合(公立高校生1人当たり消費的支出)は166万2,201円(2022年)で、約4倍の格差がある。

私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校は、公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金である。公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけること。

については、次の事項が実現されるよう請願する。

1 教育予算を増額すること。

2 私学において「少人数学級の実施」「専任教職員増」が可能となるよう、経常費助成補助を増額すること。

3 高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、授業料支援額を直近の私立高校授業料全

国平均額に引き上げること。

4 経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。

5 入学金補助制度を創設すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、高知私学助成をすすめる会、会長岡村佐由紀ほか1万570人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和7年12月10日。

〈私学・大学支援課〉

◎下村委員長 それでは、私学・大学支援課の参考説明を求めます。

◎後藤私学・大学支援課長 当課所管の事項について、順次説明します。請第1-2号です。

まず、項目番号1の(2)教育費の保護者負担の軽減について御説明いたします。教育費の保護者負担を軽減するための国の対応としましては、私立高校の授業料への支援として、高等学校就学支援金が、教科書費、教材費など授業料以外の支援として小学校奨学給付金があります。本県独自の支援としましては、高校生を対象に、国の制度であります高等学校等就学支援金制度に上乘せする形で、授業料減免補助を行うとともに、小中学校においても、世帯年収により授業料減免補助を行うことで、保護者負担の軽減を図っております。

次に、項目番号1の(3)私学助成の拡充について御説明いたします。文部科学省では、都道府県が行う私立高校などへの助成に対して、私立高等学校等経常費助成費補助金を設けておりまして、令和8年度の文部科学省の概算要求では、本年度に比べまして、47億円増の1,050億円となっております。県では、生徒1人当たり単価として、この国の補助金に地方交付税単価を上乘せするとともに、中学校及び高等学校には、さらに県費を上乘せしまして、私立学校運営費補助金を予算計上しており、令和8年度は対前年度比1.4%増額の単価で予算要求をしております。

続きまして、請第2-2です。

まず、項目番号1教育予算の増額について御説明いたします。令和7年度の私学等振興費の当初予算は約52億9,000万円となっており、10年前の平成27年度と比較して、金額で約6億5,000万円、率にしまして約14%の増額となっております。令和8年度の県の予算要求額では、本年度より11億7,000万円余り増の約64億6,000万円の予算要求を行っております。

次に、項目番号2少人数学級や専任教職員への経常費補助について御説明いたします。少人数学級の実施につきましては、県内の私立学校においては40人以上学級の学校も存在することから、私立学校運営費補助金の交付基準におきまして、40人学級推進のための40

人学級推進割という配分枠を設け、40人以下で学級を運営している学校には優先的に配分を行っております。また、専任教職員増につきましても、同基準におきまして、教員数割という配分枠を設け、専任教員数に対して配分を行っております。令和8年度についても引き続き、予算を確保してまいります。

次に、項目番号3高等学校等就学支援金の所得制限の撤廃及び支援額の引上げについて御説明いたします。高等学校等就学支援金につきましては、今年度から所得制限が撤廃され、全ての世帯において、国公立共通の基準額であります11万8,800円の支援対象が拡大をされております。また、来年度、授業料支援額が私立高校授業料の全国平均である45万7,000円まで引上げられる授業料無償化の実施については、国の令和8年度予算編成過程において成案を得ることとされております。引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、項目番号4小学校への経常費助成補助の県加算の拡充について御説明いたします。小学校につきましては、毎年引上げられております国庫補助単価と地方交付税単価を県の補助単価とすることで、令和7年度の児童1人当たり単価は、全国13位となっており、全国平均を上回る補助を実施しております。

最後に、項目番号5入学金補助制度の創設について御説明いたします。大学等の高等教育については、令和2年度開始の修学支援新制度において、入学金の減免が措置されておりますが、小中高等学校においては、国の補助制度がありません。本県では一度限りの入学への補助ではなく、先ほど御説明しましたとおり、所得に応じた授業料減免制度を独自に実施しているところです。

当課の参考説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 聞き抜かったかもしれないけれども、請第1－2号の（2）です。国に給食無償化を要望しのところで、国に対してとか、知事もよく国のほうでしっかり施策を進めてほしいとおっしゃるんで、その辺の取組はどうなんですか。

◎後藤私学・大学支援課長 項目には入ってるんですが、現在、公立小学校の無償化について議論されているところでして、今回の所管としましては、後半の部分については、御説明しました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

これで、文化生活部に係る請願を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、文化生活部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈国際交流課〉

◎下村委員長 まず、高知県多文化共生推進プラン（仮称）（案）について、国際交流課の

説明を求めます。

◎松本国際交流課長 高知県多文化共生推進プラン（仮称）（案）について御説明をいたします。6月議会でプランの骨子案について御説明をした後、有識者会議を3回開催し、委員の皆様から頂いた御意見を施策案に盛り込み、プランの概要がまとまりましたのでその内容について御説明をいたします。

報告事項の国際交流課の資料2ページとなります。外国人材の受入れと定着施策のポイントをまとめております。ポイントとしまして3点です。

1点目は、令和9年度に施行される育成就労制度を見据え、現在の技能実習制度では3年間転籍ができませんが、育成就労制度が施行されますと、最短で1年で転籍が可能となりますことから、一層の定着に向けた施策の充実が必要になると考えております。

2点目は、在住外国人に最も身近な基礎自治体であります市町村の取組が重要となりますので、市町村への支援を強化いたします。

3点目は、外国人と県民がお互いの文化を理解し、尊重しながら地域の一員として活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、県民に理解をしていただくため、情報発信の強化が必要になると考えております。

これらのポイントを市町村や関係機関と連携し進めていけるよう、プランを策定しているところです。

上段の枠組み、県（外国人材の受入促進）をお願いします。商工労働部が所管する取組となりますが、人材交流に関する覚書を締結した地域を中心に、着実な人材の受入れの流れをつくるとともに、新たな国や地域の開拓も行い、受入れを進めていきます。特に強化のポイントとして、技能実習生が入国後に、日本語や生活に関する知識等を学ぶ講習施設の県内整備に対する支援が検討されております。

次に、一番下の枠組み、県・国際交流協会（外国人県民の定着促進）をお願いします。県内で働く外国人材を初めとする県内在住の外国人の方々の定着促進に向けた取組となります。日本語教育の普及をはじめ、住居や医療など、生活に関わる様々な分野での取組を庁内関係部署と連携をして進めていきます。

次年度以降の強化のポイントとしまして、外国人材である従業員へ日本語教育を実施しようとする事業者に対して、日本語教育の有資格者をホームページなどを活用して紹介できるようにしたいと考えております。

また、外国人の方々が生活する中で必要となる情報を転入するときに、市町村窓口で提供できるよう、生活情報をまとめた「ウエルカムパッケージ」のひな形を県で作成したいと考えております。

県民への情報発信については、県の広報媒体を活用し、多文化共生への理解や、やさしい日本語の県内への普及を進めていきます。また、地域の外国人と地域住民とをつなぐ方

を多文化交流サポーターとして認定する制度の導入を検討しております。

留学生につきましては、数年高知で生活をし、本県のよさを知っていただいていると思いますので、卒業後には県内で就職をしてもらえるよう、県内で外国人留学生を支援する団体などと連携する取組も検討しております。

中段には、関係機関ごとの取組を記載しております。

まず、中段左の事業者についてです。事業者に対しては、受入れと定着の両面から支援をしてまいります。主に各産業部局が中心となり、取組を進めることとなりますが、当課所管の取組としまして、場所や時間にとらわれず、日本語学習ができる支援ツールでありますe-ラーニングのさらなる活用を推進してまいります。

次に、市町村に対しましては、主に定着促進への支援となります。強化ポイントとしまして、先ほど申し上げました「ウェルカムパッケージ」のひな形を県で作成し、各市町村においては、各地域で必要な情報を加除修正して、提供していただけるようにすること。また、地域の防災訓練に地域に住む外国人の皆さんに参加していただくこと。これは防災の面だけではなく、交流の場としても重要になりますので、各地域で進めていただけるよう周知を行います。

学校につきましては、県教育委員会でプランに盛り込む施策を検討しており、日本語指導が必要な生徒を対象とした、学習環境の充実などを図っていくこととしております。

次に、資料3ページ目をお願いします。新プランの構成案になります。

計画期間は令和8年度から令和11年度の4年間とします。

基本理念につきまして、県内在住の外国人と県民がお互いに理解し、尊重し合い、共に活躍できる地域となり、多文化共生社会を実現することで、元気な高知県をつくることとしております。

プラン全体に係るにKPIを2つ設定いたします。まず、県内で就労する「技能実習」「特定技能」の外国人労働者数4,000人、これは令和9年度末の目標としております。外国人労働者数につきましては、県の産業振興計画で掲げている目標と連動し適宜、見直しを行ってまいります。

次に、「多文化共生」の意味も含めた言葉の認知度70%を令和11年度末の目標値とします。本年度多文化共生の認知度について、県民世論調査を実施しました。その結果、意味も含めて知っている県民が35.1%。聞いたことはあるが、意味は知らない県民が37.3%でした。多文化共生について理解をしていただくためには、意味も含めて知ってもらうことが重要ですので、聞いたことはあるが意味を知らない方に、意味も含めて認知をしてもらうことを目標にし、令和11年度末のKPIは、今回の県民世論調査で、意味も含めて知っているという回答と、聞いたことはあるが意味を知らないと答えた回答を合わせ70%と考えております。

プランについては、大きく柱のⅠからⅣの4項目とし、外国人材の受入促進、日本語教育を中心としたコミュニケーション支援、住宅や医療、子育てや教育などの生活支援、交流の場づくりや多文化共生を担う人材の育成などの意識の醸成と地域活性化の推進の4本の柱にそれぞれの取組を位置づけております。今後は、2月にパブリックコメントを実施し、2月議会で最終案を御報告する予定です。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、国際交流課を終わります。

〈県民生活課〉

◎下村委員長 続いて、第2期高知県食品ロス削減推進計画（案）について、県民生活課の説明を求めます。

◎北村県民生活課長 第2期高知県食品ロス削減推進計画（案）について御説明します。

資料1ページを御覧ください。県では、令和4年3月に高知県食品ロス削減推進計画を策定し、県内の食品ロス削減に向けて様々な取組を行っています。この計画の期間が今年度までとなっていることから、次期計画の策定に向けて、外部委員による高知県食品ロス削減推進計画検討委員会で内容を検討いただいております。3回にわたり開催しました委員会での御意見を踏まえて、第2期高知県食品ロス削減推進計画（案）を作成いたしました。

まず、右上の基本的な考え方についてです。この計画は、県民の皆さんが食品ロス、すなわち、まだ食べられるのに捨てられる食品の現状や課題を認識し、その削減に向けた行動変容につなげることを目的に、国の食品ロスの削減の推進に関する法律及び基本的な方針を踏まえて、都道府県が策定する計画で、高知県環境基本計画や高知県食育推進計画など、関連する県の計画と調和を図って策定することとしています。

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間で、第1期計画と同様、環境計画推進課ほかの庁内関係課で、目標の達成状況や施策の実施状況等を検証し、進捗状況を高知県環境審議会及び高知県消費生活審議会に報告してまいります。

次に、中段左側の表を御覧ください。第1期計画に係る目標の達成状況についてです。目標の1つ目、①県内の食品ロス発生量を4年間で現状より5.2%削減するについては、今年度の県内の食品ロスの推計値は現在調査中ですが、昨年度の推計値では、目標を大きく超え、27.7%削減できています。

目標の2つ目、②食品ロス問題を認知し、削減に取り組む県民の割合を令和7年度までに90%以上にすることは、今年度の県民世論調査結果では90.2%と目標を達成しましたが、計画を策定した令和3年度から令和7年度までの5年間の調査結果の平均は88.8%

で、僅かに目標に届いていません。

目標の3つ目、③食べない食品や利用しない食材等をフードバンク等に寄附をする県民の割合を令和7年度までに3.4%以上にするについても同様に、今年度の県民世論調査結果では8.0%と目標を達成しましたが、令和3年度から令和7年度までの平均で見ると3.0%で、目標には届いていない状況です。

こうした結果を踏まえ、第2期計画の主な実施項目及び達成目標を下段のようにしたいと考えています。下段左端の「食品ロスの発生抑制」では、達成目標の一つとして、県内の食品ロス発生量を5年間で現状より4.5%削減するとしています。国の基本方針では、2000年度比で2030年度までに、家庭系食品ロス50%削減の早期達成、事業系食品ロスの60%削減を目指すこととしており、それを高知県に置き換えると、必要な削減割合が年当たり0.89%となることから、今回の計画期間である5年間で4.5%を削減しようとするものです。この目標の達成に向け、家庭でできる身近な取組例の広報や事業者の優良な取組のお知らせのほか、食品ロス削減推進サポーターの拡充、周知などに取り組みます。

中ほどの「行動変容」では、平均で見ると第1期計画の目標に届かなかったことから、達成目標を引き続き食品ロス問題を認知し、削減に取り組む県民の割合を90%以上とし、引き続き、削減の意義を広く情報発信するとともに、10月の食品ロス削減月間、10月30日の食品ロス削減の日の集中した広報や、外食時における食べ切りの啓発強化などにより、県民の行動変容を推進します。

右端の「未利用食品の活用促進」では、同じく平均値で第1期計画の目標が達成できなかったため、達成目標を第1期と同じく、まだ食べられる食品等をフードバンク等に寄附をする県民の割合3.4%以上としています。近年の物価高騰などの影響もあってか、県内のフードバンクや子ども食堂への食品寄附量が減少している状況をお聞きしており、フードドライブ活動の周知に向け、昨年度製作しました啓発動画の各地域等での放映や、食品寄附の好事例の紹介、事業者とフードバンク等の寄附のマッチングの仕組みの検討などに取り組むこととしています。

最後に、今後の予定としましては、本日いただく御意見を踏まえた計画案のパブリックコメントを実施し、最終案を来年1月に開催予定の検討委員会で検討いただいた上で、3月に第2期計画を策定し、県民の皆さんへの周知を図っていく予定です。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県民生活課を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

ここで休憩したいと思います。再開時刻は14時40分といたします。

(休憩 14時24分～14時38分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《公営企業局》

◎下村委員長 次に、公営企業局について行います。

議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎澤田公営企業局長 総括説明に先立ちまして1件御報告を申し上げます。

本年9月に飲酒後、帰宅途中に酒気帯び運転で検挙されました県立病院職員を10月27日付けで懲戒免職処分をいたしました。幡多けんみん病院のほうでは、本年7月にも職員が酒気帯び運転で検挙されておりまして、このような事案が相次いで発生し、公務に対する信頼を損なうこととなりまして、県議会、県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。

事案が発覚しました直後に、私のほうからリモートで幡多けんみん病院の幹部職員に對しまして、プライベートとはいえ組織の倫理観が問われる旨、説諭いたしまして、以後、機会あるごとに繰り返し職員に対する注意喚起を行っているところです。今後このような事態を起こさないよう再発防止に努めてまいります。事案の内容につきましては、後ほど報告事項で、県立病院課長のほうから御説明を差し上げたいと思います。

それでは、総括説明をします。公営企業局から提出した議案は、電気、工業用水道、病院の各事業会計の補正予算と、条例議案4件、そのほか報告事項が2件あります。まず、補正予算です。資料2ページ議案目録を御覧ください。

下から3つ目になりますけれども、第10号議案令和7年度高知県電気事業会計補正予算については、永瀬、吉野両発電所の機械設備の更新に係る経費と放流設備の更新に係る債務負担行為について増額補正をお願いするものです。

また、11号議案令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算については、鏡川工業用水道の管路の修繕費について増額補正をお願いするものです。

第12号議案令和7年度高知県病院事業会計補正予算は、幡多けんみん病院の特別損失の増額補正と、あき総合病院の自動精算機導入に係る債務負担をお願いするものです。

これら3つの議案に共通いたしまして、後ほど御説明をいたします職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に基づきまして、給料月額や期末勤勉手当等の改正内容を各事業の人件費に反映するとともに、職員の増減や新陳代謝等に伴う補正をお願いしております。

資料3ページをお願いします。こちらは追加の議案目録です。追加で提出をしております補正予算、第33号と第34号議案の補正予算について、国の経済対策を受けまして、土木部が所管する永瀬ダムと鏡ダムの設備更新に係る公営企業局の分担額につきまして、令和8年度末までの債務負担行為を電気事業と工業用水道事業、両方をお願いするものです。

次に資料4ページをお願いします。こちらの条例議案4件です。これから御説明する13、14、16、17号の条例議案の公営企業職員に対します適用につきましては、条例の本則がそのまま適用される場合と、条例の附則で企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正して適用する場合があります。このことによる必要な改正を行うものです。

1件目は、第13号議案高知県職員の修学部分休業に関する条例議案です。職員の主体的な学びを通じたキャリア形成を支援するため、大学等で修学する場合には、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で休業を認める制度を導入するものです。

2件目は、第14号議案高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案です。先ほどと同様の趣旨で、大学等の課程の履修や国際貢献活動のために、2年または3年の上限を設けまして、休業を認める制度を導入するものです。

3件目は、第16号議案職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案です。人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、職員の給料月額や諸手当の改定等について必要な改正を行うものです。

最後は第17号議案職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案です。職員のワークライフバランスの向上や多様な人材確保等の観点から、より柔軟な働き方が可能となるフレックスタイム制を導入するものです。

最後に、報告事項です。県立病院課から冒頭御説明しました職員の懲戒処分との関係と、高知県立病院第8期経営健全化計画の見直しの概要について、御報告します。いずれも詳細につきましては、各担当課から説明します。

私からの説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈電気工水課〉

◎下村委員長 初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 提出議案は、令和7年度電気事業会計及び工業用水道事業会計補正予算です。危機管理文化厚生委員会資料の1ページ電気事業会計4補正予算内容の説明を御覧ください。人件費の補正につきましては、先ほど局長から説明をいたしましたので割愛させていただき、次のページから御説明いたします。

2ページ資本的支出につきましては、上段の表中ほど補正予定額の欄、一番上に記載していますとおり、総額で4,200万円余りを増額補正するものです。内訳としましては、説明欄に記載のとおり、永瀬発電所及び吉野発電所において、送電用遮断器更新に係る費用と

して、それぞれ2,100万円余りを計上しております。送電用遮断器とは、発電所と送電線路を接続したり、切り離したりする開閉装置です。送電線での事故や故障時などに、ほかへの波及事故を防ぐために、素早く自動的に切り離す機能を備えた重要な設備のため、これを更新するものです。

次に下段、5 債務負担行為に関する調書です。令和7年度当初予算でお願いしておりました吉野及び杉田発電所の放流警報装置更新に要する費用です。物価高騰による機器費用の上昇と資源調整等にかかる費用が追加で必要となったため、900万円余りを増額補正するものです。

次に3 ページ追加議案の補正予算説明書です。1 債務負担行為に関する調書にある共有設備費分担額の限度額6,700万円余りにつきましては、土木部が実施する永瀬ダム堰堤改良事業に関して、負担割合に応じた額を増額補正するものです。表右端の左の財源内訳欄の記載内容のうち、営業収益の3,200万円余りは、放流設備塗装更新工事でありまして、損益勘定留保資金3,400万円余りはゲート設備等の耐震設計委託業務等の分担額を計上しております。

次に4 ページ工業用水道事業会計、4 補正予算内容の説明です。人件費の補正につきましては、電気事業と同じく局長から説明いたしましたので、省略します。

表中ほど、給水費の鏡川工業用水道事業の修繕費3,300万円を計上しております。水管橋の塗りかえ塗装工事を実施するにあたり、現在、塗布されている塗料にP C Bが検出されました。労働者の健康被害や、周辺への飛散を防止するための安全対策が必要となり、増額補正するものです。

次に5 ページ追加議案の補正予算説明書です。1 債務負担行為に関する調書にある共有設備費分担額の限度額319万円につきましては、放流警報設備の改良等、土木部が実施する鏡ダムメンテナンス事業であり、負担割合に応じた額を増額補正するものです。

電気工水課からの説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎澤田公営企業局長 先ほど課長の説明の中で、鏡川工業用水道事業の修繕費3,300万円と申し上げましたが、330万円の誤りですので訂正をお願いいたします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

〈県立病院課〉

◎下村委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 当課からは補正予算議案1件、条例議案4件、合計5件の議案について御説明します。まず、第12号補正予算議案についてです。補正予算につきましては大きく2点をお願いしており、議案説明書で御説明をします。

お手元の資料は1ページを御覧ください。まず1点目につきまして支出の表で御説明します。表は、1本庁事業費用、2あき総合病院事業費用、3幡多けんみん病院事業費用に分かれておりますが、給与費の補正につきましては、総括説明にて局長から説明をいたしましたので省略いたします。

お手元の資料は、表の下3行にあります、3幡多けんみん病院事業費用の3特別損失を御覧ください。左から4列目の補正予定額にありますとおり4,900万円余りの補正予算をお願いしております。これは、令和3年6月から令和7年3月までの間、平日夜間、土日等の終日にICUにおけます宿日直に従事した麻酔科医について、未申告となっていた時間外勤務手当を追給しようとするものです。

幡多けんみん病院の医師の勤務状況に関する問題につきましては、4月の業務概要委員会の際、第三者委員会から厳しい御指摘をいただいた旨、御報告したところです。今回の時間外勤務手当の追給は第三者委員会からの指摘の一つでして、これに対応しようとするものです。

幡多けんみん病院では、ICUを6床運用しており、平日夜間や土日等の終日当番制で医師に宿日直に従事いただいております。このICUでの宿日直につきましては、令和3年6月から労働基準監督署の宿日直許可を受けておりました。宿日直許可を受けた場合、その間、宿日直に従事する医師は、基本的には仮眠など休息状態であることが求められ、こうした休息状態が確保されている場合には、医師を病院内に待機させつつも、時間外労働として扱わないことが認められます。一方で、宿日直に従事中に急変対応など、実際に業務に従事した場合には、時間外労働となります。

幡多けんみん病院では、労基署の宿日直許可に基づき、令和3年6月以降、宿日直に従事中の急変対応など、実際に業務に従事した時間があった場合には、医師の申告に基づき時間外労働として時間外勤務手当を支給してまいりました。そうした中、第三者委員会から、麻酔科医はICU宿日直中に業務を行っており、宿日直許可の条件を満たしていない、実態に即した給与の支払いが必要との御指摘を受けたところです。また、幡多けんみん病院が労基署に対し、宿日直中の麻酔科医の勤務状況について改めて確認したところ、宿日直許可の条件に合致していない状況が認められる。改善措置を講ずることとの行政指導を受けたところです。

こうした状況を受け、公営企業局におきましても、ICUの宿日直に従事している間の医師の勤務状況を確認いたしました。その結果、ICU宿日直に従事していた医師のうち、麻酔科医については、時間外勤務手当を支給した時間以外にも、断続的にICU患者の状態を確認するなどの業務を行っていたことが判明いたしました。こうした従事状況は、宿日直許可の条件として求められる休息状態にあったとは言いがたく、労基署からの行政指導のとおり、宿日直許可の条件に合致していない状況であったものと考えており、これま

での時間外労働ではないとする対応は適切ではなかったものと考えております。

このため、宿日直許可による宿日直を開始した令和3年6月から令和7年3月までの間におきまして、ICU患者の状態確認などを行っていた時間のうち、既に時間外勤務手当を支給している分を除いた時間について時間外労働として認め、麻酔科医の方々に時間外勤務手当を追給することとしたものです。

なお、令和7年4月以降は、宿日直許可の条件は、基本的には休息状態であることが求められているといった点を病院内で周知徹底するなど、今回のような事態が発生しないよう再発防止に取り組んでいるところです。

続きまして、お手元の資料は2ページを御覧ください。補正予算の2点目です。あき総合病院におきまして、機器の整備を行うため、本年度から来年度までの2年間の期間として、2,800万円余りの債務負担行為の追加をお願いするものです。

具体的には、あき総合病院の会計窓口に自動精算システムを新たに導入し、自動精算機と会計案内表示モニターをそれぞれ2台設置するものです。あき総合病院では、診察後、会計窓口での支払いまで長時間の待ち時間が発生する事例もあり、患者の皆様からもそうしたお声をいただくなど、御負担と御不便をおかけする状況となっておりました。まずは、こうした状況を改善できるよう、本年9月末から会計窓口の職員を増員し、対応しております。その結果、直近の患者の皆さんの待合状況を見ますと、徐々に待ち時間の短縮効果が現れてきているものと考えております。

今回、補正予算で債務負担行為の追加をお願いしております自動精算機を設置することで、会計の待ち時間をさらに短縮できるものと考えております。また、会計の順番待ち状況が見える化できる会計案内表示モニターは、例えば、いつ呼ばれるのか、既にもう呼ばれてしまったのか分からないといった患者の不安解消に大きな効果があると考えており、さらなるサービスの向上につながると考えております。この自動精算システムの稼働に当たりましては、既存の会計システムと接続するシステム改修作業も必要となりますので、契約から運用開始まで、3か月から4か月の期間を要することになります。また、運用開始に当たって実施する現場での最終調整は、外来診療を行っていない間に行う必要がありますので、あき総合病院では、来年、令和8年5月の連休中に最終調整を実施し、連休明けの運用開始を目指しているところです。このため、本年度中に契約を行うべく、今議会にて補正予算にて債務負担行為の追加をお願いしているものです。

続きまして、条例議案についてです。4件の条例議案をお願いしております。

お手元の資料は、3ページを御覧ください。公営企業職員に対する「修学部分休業制度」及び「自己啓発等休業制度」の新設について御説明します。これは条例議案1件目第13号議案、2件目第14号議案に関する内容でして、関連しますので、1つのポンチ絵で説明します。この「修学部分休業制度」及び「自己啓発等休業制度」の新設は、知事部局と同様

の対応を行うこととしているものです。

まず、資料上段の概要の枠を御覧ください。今回新たに設ける2つの制度は、大学における修学や国際貢献活動などのために、一定の期間内で休業することを認める制度を導入し、職員の主体的な学びを通じたキャリア形成を支援しようとするものです。米印にありますとおり、制度の導入自体に関し、修学部分休業制度については、公営企業局の就業規定において知事部局と同様の内容を規定し、自己啓発等休業制度については、知事部局の条例が直接適用されることとなっております。一方で、2つ目の黒ポツにありますとおり、この2つの新たな休業制度を活用した場合の給与の取扱いにつきましては、知事部局とは別に、公営企業局所管の「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」において定める必要がありますので、今回の休業制度の新設に伴い、条例改正をお願いしているものです。2つの休業制度の主な内容につきましては、資料中段の枠を御覧ください。

まず、左側の1 修学部分休業です。これは大学等における修学を2年の期間内で認めるもので、(3) 取得単位に記載しておりますとおり、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分単位で取得できるものです。(4) 給与につきましては、勤務しない1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額を減額することとしておりますが、(5) の退職手当の算定には影響しないこととしております。

次に、右側の2 自己啓発等休業です。(1) のとおり、この制度は大学等の課程の履修やJICAなどの国際貢献活動に従事する場合を対象としており、(2) のとおり、取得期間は、大学等への就学は2年を超えない範囲、国際貢献活動は3年を超えない範囲としております。また、(3) のとおり、休業の取得単位は1年間などの連続する期間を日単位で取得することができることとし、(4) の給与につきましては休業を取得した期間、支給はなく、(5) の退職手当の算定につきましては、在職期間から除算することとしております。

次に、3 公営企業局の条例改正内容です。給与の取扱いを定めております公営企業局所管の条例改正につきましては、新旧対照表のとおりです。

第17条第3項として、修学部分休業に関する給与の取扱いを、第18条として、自己啓発等休業に関する給与の取扱いをそれぞれ新たに規定することとしております。なお、第17条第4項の規定につきましては、今回の条例改正に併せまして、令和5年度に導入した高齢者部分休業に関する給与の規定を整理したものであり、これまでの取扱いに変更はありません。

最後に、施行期日については、令和8年4月1日からとしております。

続きまして、お手元の資料は4ページを御覧ください。条例議案の3件目、第16号議案となります、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして説明します。

まず、第1 条例改正の目的です。公営企業局におきましても、本年10月のいわゆる人事

委員会勧告の趣旨に沿いまして、知事部局と同様に、職員の給料月額や職員に対して支給する諸手当の改定を行うこととしており、必要な改正をお願いするものです。

第2対象条例を御覧いただき、記載しております7つの条例のうち、公営企業局所管の条例は、2行目後段にあります企業職員の給与の種類及び基準に関する条例です。

次に、第3主な改正内容です。資料中、白抜き文字で公営企業局条例改正有と記載しております2初任給調整手当等のイの項目、6特地勤務手当に準ずる手当の支給要件の見直しの項目が公営企業局所管の条例改正項目となっております。また、5宿日直手当の改定等の項目は、公営企業局の規定で定めることとなり、その他の項目につきましては、公営企業局所管の条例の中で、知事部局に準ずるなどと規定をしており、知事部局の条例が改正されれば、自動的に公営企業局の職員についても適用されることとなっております。

それでは、改正内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1給料表につきましては、県内の民間給与と職員給与との格差を解消するため、所要の改定を行うものです。改定に当たりましては、民間の初任給が過去最高水準となっておりますほか、本県職員の初任給の水準が他の都道府県の職員を下回っていることを踏まえまして、優秀な人材の確保、定着の観点から、初任給を上げますとともに、国の改定内容に準じ、30歳代後半までの職員に重点を置いて、上げの改定を行うこととしております。

次に、2初任給調整手当等につきましては、まず、アは医師に対し一定期間支給している初任給調整手当について、括弧内にお示ししておりますとおり、支給月額の限度額を国家公務員の改定に準じまして引き上げるものです。また、イは医師の定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当を支給することとするものです。

次に、3期末手当及び勤勉手当です。民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員の年間支給月数を4.50月へと0.05月引き上げるものです。表の下にありますとおり、定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員、任期付研究員につきましては、それぞれ一般職員の改定割合に応じて引き上げることとしております。また、会計年度任用職員については、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数と同様となっております。

次に、4通勤手当の改定等です。まず、ア自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当の支給限度額の引上げにつきましては、さきの人事院勧告にて、国の通勤手当が改正されたことから、国に準ずる形で支給限度額を引き上げることとしております。

次に、イ新たに追加する距離区分に係るアの額の改定につきましても、国に併せまして、引上げを行うものです。

また、ウ駐車場の利用に対する通勤手当の新設につきましては、国において駐車場等の利用料金を支給することとなりましたことから、これに準じて、一月当たり5,000円以内の手当を支給することとしております。

このほか、5 宿日直手当や6 特殊勤務手当に準ずる手当の関係につきまして、国に準じた改定を行うこととしているものです。

最後に第4 施行期日等です。公布の日から施行することとしており、1 段落目にありますとおり、具体的には、給料については従前どおり4月1日に遡って改定を行い、また、期末勤勉手当については、本年度は改定分を12月期に引き上げることとし、議案をお認めいただけましたら、年内に差額を支給したいと考えております。また、2 段落目にありますとおり、初任給調整手当等、3 期末手当及び勤勉手当の来年度以降に係るもの。4 通勤手当の改定等のイ及びウは、令和8年4月1日から施行することとしております。

続きまして、お手元の資料は1 ページ飛ばしまして6 ページを御覧ください。公営企業職員に対するフレックスタイム制の導入について御説明します。これは条例議案4 件目、第17号議案に関する内容です。この改正につきましても、知事部局と同様の改正となっております。

まず、1 概要を御覧ください。ワーク・ライフ・バランスの向上や多様な人材確保の観点から、職員の柔軟な働き方を可能とするため、1 週間当たりの勤務時間である38時間45分を、一定の期間で職員が始業、終業を割り振ることができるフレックスタイム制を導入するものです。このフレックスタイム制は、1 週間に1 日を限度として勤務時間を割り振らない日を設定することもできる仕組みとしており、実質的に週休3 日の実現も可能となるものです。なお、①の米印にありますとおり、フレックスタイム制の導入自体については、公営企業局の職員就業規程にて定める予定としております。一方で、制度導入に伴いまして、公営企業局所管の条例に規定しております管理職員特別勤務手当の支給要件の整理を行う必要があるため、条例改正をお願いしているものです。

次に、2 制度内容を御覧ください。表の中にありますとおり、①のとおり、申告できる対象期間は、(1) 育児又は介護を行う職員は1 週間から4 週間単位、(2) それ以外の職員は4 週間単位とし、1 週間当たり38時間45分の勤務時間を割り振ることができるものとしております。勤務時間の割り振り方につきましては、②のとおり、午前5時から午後10時までの間で、③のとおり、必ず勤務を要するコアタイムを午前10時から午後3時とし、④のとおり、1 日の最短勤務時間は4 時間、⑥のとおり、15分単位で勤務時間を割り振ることができる制度としております。

想定しております活用事例は、右側の図を御覧いただき、上段の図のとおり、火曜や水曜のように、朝遅く出勤し早く退勤するケース、木曜日のように、朝早く出勤し早く退勤するケース、金曜日のように、夕方の会議時間に合わせて遅く出勤するケースなど、各職員が個々の事情などに応じて、1 週間の勤務時間38時間45分を割り振ることができるものです。また、下段の図に示しておりますとおり、水曜日に勤務時間を割り振らない日に設定して、育児や介護、リフレッシュに活用することもできるものとしております。

なお、左側の制度内容の表の下、米印にありますとおり、変則勤務など、業務の性質上、特定の時間に勤務をすることを要する職員など、ここに記載しております職員はフレックスタイムの対象外とする予定です。このため、例えば病院現場では、実質的に事務職員のみが対象になるものと想定をしております。

最後に、3施行期日です。上の制度内容の表中（1）育児又は介護を行う職員は令和8年4月1日、（2）その他の職員は令和9年4月1日とし、段階的に導入してまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎明神委員 今の国の補正予算を受けて、県がこの間、追加の補正予算として提出したけれども、それによって、幡多とあきの両県立病院が受ける1床あたりの賃金とを合わせた支援額はどれくらいになると見込んでおりますか。

◎松井県立病院課長 国のほうの補正で医療・介護等支援パッケージと、それから重点交付金の2種類が構えられていると聞いております。重点交付金のほうは、まだ中身は不明で、総務部とも調整をしているところで、金額は不明なのですが、もう一方の医療・介護等支援パッケージは、国から病院のほうに直接交付されると聞いておまして、単価を病床数に掛けると大体両病院で1.6億円ぐらいの見込みかなと思っております。まだ詳細が国から通知が来てませんので、またしっかり確保していきたいと思っております。

◎樋口委員 あき病院の件はいろいろとありがとうございました。やっぱりこのように、公営の企業としても行動が早かったら、一般の民間企業に経営センスが近づけると言うわけなんですね。一番大事なのは、あなた方はあくまでも公務員、公営企業だけど、商売ですから、そこはなお認識してほしいと思います。この2,800万円の予算なのですが、県民の要望に応えたところは大変評価できると思います。

◎岡田（芳）委員 フレックスタイム制のことでお聞きをしたいですけれども、勤務形態がこれだけ複雑になるとなかなか労務管理も大変じゃないかと思うんですけれども。例えば、希望者が複数出た場合の調整で、これまで以上に労務管理に負担がかかってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょう。

◎松井県立病院課長 委員おっしゃるとおり、労務管理が複雑になってくるところもあります。制度の導入を段階的にするようにしておまして、まず、育児とか介護をしている職員を令和8年度から部分的に入れて労務管理をする。実際、来年度1年かけてシステム改修をする予定と聞いておまして、システム改修後、令和9年度からは、システムを使って他の職員も労務管理をしていく形で、段階的に入れると聞いております。

いずれにしても、所属のほうでは労務管理が複雑になることはあると思いますが、しっかりやっていきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 これでは割り振りしながら、実質的に週休3日制の実現も可能とありますけど、なかなか労務管理も大変ですし、そもそもこういう働き方をしなければならないこと自体が問題ではないかなと思ってます。例えば、育児にしても介護にしても、男女それぞれに家庭の事情もあるし、そういう働き方の改革も今やられているわけで、そういうのが改善されるとはとても思えないですし。本来なら、長時間労働をなくしていくことのほうが、むしろ重要じゃないかなと思うんですけども。率直なところをお聞きしますが、公営企業局としては、こういう働き方のほうが職場が機能するとお考えでしょうか。

◎松井県立病院課長 ここも知事部局と同様の仕組みを入れることになっております。知事部局のほうでは、一定アンケートの中でこういうニーズがあると聞いておりますが、実際、公営企業局の中、特に病院現場でいきますとローテーションの看護師とかは、なかなかこういう仕組みは無理だと思います。そうでないドクターについても、患者は朝からいらっしゃいますので、そこを置いておいて、私は10時からとはならないと思っております。実際問題このフレックス制度自体は、知事部局と同様の仕組みを入れることにはなりませんけれども、本当に一部の限られた事務方が使えるかどうかにはなるんじゃないかと思っております。

◎岡田（芳）委員 これは、なじまないんじゃないかなというのが、私の率直な意見です。

◎はた委員 私もフレックスタイム制の件でお聞きをしたいんですが、基本的に労働基準法で原則は1日8時間で、1週間に働ける時間も40時間になってて、これが国が示す健康を害さない、今の時間の概念、考え方だと思うんですけども。このフレックスタイム制を見ると、勤務を割り振らない日が生まれて、1週間に3日、4日労働ができるんだっていうんですけども、結局ほかの日に長時間働くことで、労働基準法の1日8時間以上働いてしまうと、健康に支障を来す問題が出てくると思うんです。なので、フレックスタイム制よりも、いろんな形の休業をうまく活用できる環境整備のほうが労務管理上も、また、労働者の健康を守る点でも大事なかなと。フレックスタイム制は無理があるんじゃないかと思うんですが、現場の労働者の方たちはどのように、この導入について受け止めをされているのか、当然、導入するに当たって聞き取りをされていると思うんですけども、教えていただきたいです。

◎松井県立病院課長 今のところ現場から、特に反論は聞こえてきていない。実際、病院など看護師とかローテーションの職員が多いですので、この制度を導入するのは難しいところがあります。制度を活用する職員については、例えば、水曜日を休みにすると、委員がおっしゃったように、ほかの日の時間が長くなることはあるかと思えます。

ただそういう中でも、今の勤務間のインターバルをしっかり取りましょうという部分もありますので、その分も合わせながら、所属ではきちっと健康管理も含めて承認をしていくことになるんだろうと思っております。

◎はた委員 先ほど、限られた人でやらざるを得ない状況の中で、労務管理に課題が大きいと、岡田委員に回答がありましたけれども、そういうものを導入するのは、ちょっと一旦、止まるべきではないかと思います。

このフレックスタイム制と併せて、部分休業も導入されるとのことですけれども、職員にとってキャリアアップをするための休業、またはフレックスタイム制だったとしても、県民のための業務に支障がいく、人が足りない中で誰がそこを補うのかが、明確に大丈夫ですと言えない状況では、問題があるかなと思ってます。当然この制度を導入したら、職員には、手を挙げる権利が生まれるわけですけれども、制限がかかってできない職員がいる一方で、制度が使える職員が出てくる。職場の中での格差も生まれますし、導入するまでの体制ができてないと思うんですけれども。その点と、要望としては、今進めるべきではないと併せて言いたいと思います。

◎松井県立病院課長 使える職員、使えない職員が出るのはおっしゃるとおりだと思います。これから、その対象外の職員をどうするかは具体的な規定などは整備をしていくんですけど、そこは現場の職員の意見とかもしっかり聞きながら対応してまいりたいと思います。フレックスタイム制が使える職員のことを認めるにしても、病院とか、特に患者を相手としている中で、そこをおさなりにして、職員が自分の都合でフレックスを使うのは違うんじゃないかと思っておりますので、そういうところもしっかり見ながら、運用してまいりたいなと考えております。

◎はた委員 幡多けんみん病院の麻酔科医に対する、時間外労働の追加支給があるとのことなんですけれども、労働基準監督署から行政指導を受けたことによって、今回、追加支給をするということですが。本来、この間の報告説明でも、当初から、現場からは勤務に見合った給与を払うべきだと言われていたと。労基署に行政指導を受けるまでにこういう改革ができなかったのか。労基署の行政指導に至った点について、やっぱり、宿日直の制度に対する認識が、県としても甘かったんじゃないかと。その点はどんなにお感じでしょうか。

◎松井県立病院課長 委員から御指摘をいただいたとおり、麻酔科の先生方の業務状況を管理職、本庁、我々も含めてきちっと把握しきれていなかったところが一つ大きな要因だと思っております。病院の中での管理職と麻酔科の先生方のコミュニケーションが、なかなか足りないところもあったと思いますし、そこをきちっと把握できていなかったのが、今回の反省点だと思います。今、幡多けんみんの中で、大学からの一連の御指摘を受けまして、いろんな改善策の取組もできるところは取り組んだりしております、月1で状況報告をしながら、進捗管理もしておりますので、こういったことのないように、現場の状況を管理職、本庁の我々も含めて、きちっと把握できるように、よくお話ししながらやっていきたいなと思っております。

◎はた委員 最後に、労基署による行政指導は、労働基準法に照らして違法ですと言われたに等しいことだと思います。行政にとったら、違法状態の指摘があるにもかかわらず、それを認識不足と言いながら、結果としては長く続けてきたことは重大なことだと。人が少ない医療関係者にとったら、それを長い間、県が認めてこなかったことは、きちんと相手側にも、説明、謝罪が要るんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

◎松井県立病院課長 これも委員のおっしゃるとおり、きちっと把握、コミュニケーションなどをとりながら把握しておれば、こういうことにはならなかったんだろうと思いますので、該当のドクター、医師には、きちんと御説明させていただきながら、今後、同じことが起こらないように、お伝えをしてまいりたいと思います。

◎下村委員長 私のほうからも麻酔科医の関係で、今回、宿日直手当の追給が出たとのことで、やっぱり、それが今まで起こった麻酔科医の先生との間のトラブルとか、様々なところで、ベースになってるんじゃないかなとすごく感じます。ぜひ、この辺りは本当に、現場の声がきちんと吸い上げられる仕組みであったり、今、答弁ありましたけど、その辺り十分に認識して対応していただきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、公営企業局から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈県立病院課〉

◎下村委員長 まず、職員の懲戒処分について、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 報告事項について御説明します。当課からの報告事項は2件ですが、私からは、1件目の職員の懲戒処分について御報告します。お手元の資料は2ページです。

本事案につきましては、去る9月25日、幡多けんみん病院の看護師が酒気帯び運転で摘発され、9月議会の危機管理文化厚生委員会にて局長からの総括説明の際、事案発生の御報告をし、事実確認を行った上で厳正に対処し、改めて御報告することとしていた件です。

詳細につきましては、お手元の資料を御覧ください。処分を受けた職員は、資料中1、2の項目にありますとおり、幡多けんみん病院に所属する技師、宮川仁、28歳、職種は看護師です。

次に、処分事由について3の項目を御覧ください。当該職員は、令和7年9月24日午後6時40分頃から翌日25日、午前3時頃までの間、自宅のある黒潮町や四万十市内の複数の飲食店で飲酒をした後、同日午前6時頃まで、四万十市内の飲食店に滞在をいたしました。

その後、タクシーを手配し、飲食店近くの駐車場に止めてあった自家用車内でタクシー

を待っておりました。しかし、タクシーが到着した際、同行していた知人が泥酔して眠ってしまっており、タクシーの利用をすることができなかつたものです。

こうしたことから、午前6時40分頃、知人を乗せたまま自家用車を自ら運転して、黒潮町内の自宅に向かい、帰宅途中の午前6時51分、四万十市渡川の市道で、パトロール中の中村警察署員から停車を命じられ、その際、酒の臭いがしたことから、アルコール検査が行われた結果、基準値を超える、呼気1リットル中0.2ミリグラムのアルコールが検出され、摘発されたものです。

飲酒運転は、人命を奪いかねない重大な事故につながる極めて危険な行為であり、その撲滅に向けて県を挙げて取り組んでいる中、酒気帯び運転を行ったことは、県職員全体の名誉を損なうばかりか、県民の皆様の県政に対する信頼を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大であります。

こうしたことから、信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、懲戒処分といたしました。

処分の内容と処分日につきましては、4と5の項目にありますとおり、本年10月27日付けで免職といたしました。

今回の事案を受けまして、事案発生直後の9月26日、さらに懲戒処分を行いました10月27日に、公営企業局内の各所属長宛てに通知を行い、飲酒運転は人命を奪う重大な事故につながる危険な行為であり、犯罪行為であること。原則、懲戒免職という重い処分となり、これは自転車の運転も同様であること。自らの将来だけでなく、家族の生活にも大きな影響を及ぼす結果を招き、場合によっては他人の人生をも奪いかねないこと。

さらに、本年7月の事案に続き、短期間で飲酒運転事案が続けて発生したことは、組織全体の倫理感が問われることになり重く受け止める必要がある。いま一度、職場や家族で話し合いをするなど、これまで以上に職員一人一人が、飲酒運転の根絶に向けた意識を持ち続けるよう努めることといったことについて、改めて全職員に対して周知徹底するよう、依頼を行ったところです。

特に、所属の職員が立て続けに懲戒免職となった幡多けんみん病院の看護部では、事案発生時と懲戒処分確定時の2回にわたり、それぞれ数日かけまして、看護長が部下の看護師に対し、グループごとに対面にて注意喚起を行い、さらに現場の看護師の意見などを集約した再発防止策を取りまとめ、看護部内で周知徹底を行っております。

飲酒運転の根絶に向けましては、通知や講習の事項に加え、こうした各所属での取組などを通じ、これまで以上に再発防止を徹底してまいりたいと考えております。

私からの報告は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、高知県立病院第8期経営健全化計画の見直しの概要について、県立病院課の説明を求めます。

◎太田県立病院課企画監兼課長補佐 お手元の資料の3ページを御覧ください。

資料の左上の現状・課題を御覧ください。第8期経営健全化計画は、令和6年度から令和9年度までを計画期間として、地域の中核病院として、地域の医療機関等と機能分化・連携強化を図りながら、質の高い医療を持続的に提供し、健全かつ安定的な経営を行う目標を達成するために、6つの重点取組項目を定め実行しています。また、経営目標としましては、令和8年度までに病院事業全体で経常収支の黒字が達成できる経営を目指すことを挙げております。

右の表を御覧ください。経常収支の計画と実績の推移をグラフでお示ししております。青色の棒グラフの総収益は、経営努力により増加傾向ではありますが、赤色の棒グラフの総費用は、物価高騰や賃金水準上昇の影響による経費が増加し、経営状況は急速に悪化しております。折れ線グラフは経常収支で、緑色の点線は計画を、実践は実績を表しています。計画では、令和6年度の経常収支を3億2,000万円余りの赤字と見込んでいたところ、実際には緑色の実線のとおり11億9,000万円余りの赤字となり、8億6,000万円余りの乖離が生じました。計画初年度である令和6年度からこのように実績と大きく乖離することになり、物価上昇や医療職員の賃金水準の上昇はさらに進むなど、令和7年度においても経常収支の改善が見込めず、令和8年度も同様の傾向が見込まれることから、経営目標とする令和8年度の経常収支の黒字化は困難と判断いたしました。

対応の方向性を御覧ください。右側のグラフは、青線があき総合病院が位置する安芸区域、赤線が幡多けんみん病院が位置する幡多区域の1日平均入院患者数の推移を令和2年から5年度ごとにお示したものです。将来推計によりますと、今後も患者数の増加は見込めず、病院経営は大きな影響を受けると考えております。物価高騰や医療職員の賃金の上昇に加え、患者数の増加も見込むことができない状況もあり、経常収支の黒字化は、長期的な視点をもって目指すことになると考えております。

このため、赤枠囲みに記載していますとおり、第8期経営健全化計画は、経常状況のさらなる悪化を防ぐため、収支改善に向けた取組のバージョンアップを行い、この取組を着実に実行することにより、青枠囲みの記載の第9期以降の経営健全化計画において、経常収支の黒字化を目指したいと考えております。今後、新たに策定される地域医療構想等で示される県立病院が果たすべき役割を第9期以降の経営健全化計画に反映し、この計画に基づく取組を推進することで、経常収支の黒字化を目指してまいります。

次に、資料下側の第8期経営健全化計画のバージョンアップを御覧ください。バージョンアップの視点としまして、収支改善に向けて大きく4つの視点に取り組む予定です。①

医療の質や患者サービスの向上による患者の確保。②医療の質の向上等による診療単価の増によりまして総収益を確保し、一方、③医療ニーズに応じた人員体制の適正化。④効率的な調達等を通じた総費用を抑制することにより、収支の改善を図ります。この4つの視点を持って、重点取組項目の取組をバージョンアップいたします。

次に、資料右下のスケジュールを御覧ください。年明けの1月に、今月末に示される見込みの来年度の診療報酬の改定率などを反映させた計画の改定案を作成し、外部の有識者で組織する経営健全化推進委員会において、同計画改定案に御意見をいただくこととしております。その御意見に基づく修正案を加えた後、3月には第8期経営健全化計画の改定案を危機管理文化厚生委員会で御報告させていただき、年度内に改定する予定としております。

説明は、以上です。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**はた委員** この健全化についての考え方なんですけれども、自治体病院において、黒字化を目指す必要性があるのか。私としたら、赤字を解消していくことは必要だと思うんですけれども、点線で言うように、黒字化を伸ばしていくことが必要なのか。

赤字解消にとどまらず黒字化を目指すとなると、当然経費の削減で、人を減らす、管理する患者の人数を減らす、もしくは、いろんな患者負担を引き上げる。そういったことをせざるを得なくなると思うので、必要以上の黒字化は、私は見直す必要があるんじゃないかと思うんですけれども、健全化計画の黒字化の意味について説明をいただきたいです。

◎**太田県立病院課企画監兼課長補佐** 公立病院になりますので、どうしても不採算の部門がありまして、完全に黒字を目指すのは、民間の病院と比べて、またちょっと意味が違うところがあると思うんですけれども。不採算部門については一般会計などの負担をいただくところがありまして、それ以外の通常の、民間のところと同じように診療報酬をいただきながらやっていくところについては、しっかりそこはやはり、健全化を図っていかないといけないと考えております。

2つ目の質問につきましては、必要以上に黒字を目指す必要があるかだと思うんですけれども、大変難しいところだと思っておりまして、県立病院だけで判断することが難しい、地域の医療機関の状況ですとか、今後の人口の推移を見ながら、今後出てくる予定である医療構想は、今から策定される予定なので、それを見据えながら、県立病院としての在り方を考えていかないといけないと思っております。

◎**はた委員** やっぱり自治体病院は、最後のとりでとしてなくてはならない拠点だと思うんです。もうからない、赤字だからやめていいかと言われると、そうではない役割があるのが自治体病院だと思いますので、赤字解消を最大限努めるところは理解できるんですけれども、この点線で言う、黒字化を伸ばしていくところについては影響が大き過ぎる。

やっぱり県民の命を低廉な料金で守れる拠点として、頑張っていたきたいと要望しておきます。

◎樋口委員 大変つらい経営をしていると思うんですが、簡単に言えば、診療報酬がこんな状態では幾ら病院が頑張っても非常に難しいですよね。というのは、全国の赤字病院のパーセンテージを見ても、それから町の小さな診療所を見ても、もうやめたいと言う人は結構いますよ。つまり、そこは診療報酬をどんどん上げていかんと、物価はこれからどんどん上がるでしょう。それはまさに政治の力の部分にもなってくるんですけどね。

僕は基本的には、はた委員と同じ考えだけど、やっぱり黒字を目指す方針は、忘れてらいかんと思います。人、経営は緩んでしまうんです。ほんで、難しくても黒字を目指す。そのためにはどうすべきか、頭をひねって経営をすべきと思いますので、はた委員の言うことも確かにそのとおりに思うけど、目指すものは黒字、実質はなかなか難しい状態でも頑張っしてほしいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎下村委員長 これより採決を行います。

今回は、議案数16件で、予算議案8件、条例その他議案8件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「令和7年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「令和7年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第11号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「令和7年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知県職員の修学部分休業に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第14号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 挙手多数であります。よって、第17号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第18号議案は、全会一致をもって原案どお

り可決することに決しました。

次に、第19号「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第19号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号「高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第20号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号「高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第27号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第31号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第33号「令和7年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第33号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第34号「令和7年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第34号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《請願》

◎下村委員長 次に、請願について審査を行います。

最初に、請第1－2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします

それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ ぜひよろしくお願ひします。

◎ ちょっとずつ前進しゆう。

◎ もう言わんでも、やっぺいきゆうき、ええような気がするんやけど。

◎下村委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1－2号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第2－2号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

(なし)

◎下村委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2－2号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎下村委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書(案)5件が提出されております。

まず、巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）が、公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

（なし）

◎下村委員長 正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書（案）が、公明党、県民の会、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

（なし）

◎下村委員長 正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の指定難病と研究促進を求める意見書（案）が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

◎ こちらのほうなんですけれども、令和5年に、コロナウイルス感染症の後遺症の方々

の日常を守る取組の意見書ということで出させていただいております、趣旨としては大変、我々もというところなんですけれども、この指定難病というところで、やはり患者数なんかを考えると、指定難病にするための状況を整えることってのは、ちょっと、若干勇み足かなというふうに我々考えておまして。文言修正をしていただけたら乗れるのではないかとということで、2項のところを「指定難病への認定の可能性も含めて、開発の研究を促進すること」というふうに変えていただくことと、また題名題目のほうも、こちらの指定難病をとっていただきまして、緊急性の脊髄炎の研究促進を求める意見書というふうにさせていただけたら、我々も乗れるのではないかとということでございますが、いかがでしょうか。

◎ それでいいですか。

◎ うちは大丈夫です。

◎ 一緒に出している県民の会の皆さんにもちょっと相談をしまして、了承をいただいておりますので。

◎下村委員長 正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任にしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、介護保険制度の後退につながる見直しの中止を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 不一致です。

◎下村委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書(案)が公明党、県

民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 不一致です。

◎ すいません、これが、高知県がそのエリアの対象ではないということで、いろいろ調べました結果、ちょっと我々のほうは不一致ということさせていただきます。

◎ 高知県にはね、この内容って合わんのですって。高知県に関係がない内容なんですって。

◎下村委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日16日の委員会は休会とし、17日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会は、これで閉会いたします。

(15時52分閉会)